

午前十時 一分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第七号により行います。

日程第一により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○五番（麻生 健君） 朝一番ということで、質問の通告の内容につきましては、余り明るい内容ではございませんが、頑張ってお話をさせていただきたいと思っております。

それでは、公共施設、特に学校、保育所等の整備について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、学校の危機管理及び安全対策等につきましては、初日、二日目の一般質問の際に、二十九番議員それから十一番議員、それから二十五番議員と、それぞれ同様の趣旨の質問がなされましたが、私は、特に保育所等の他の公共施設を含めていただいて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、この質問に入ります前に、特に大阪の池田小学校で生徒が殺傷されるという事件がありました。親と子の関係、切っても切れない関係につきまして、まず少し考えてみたいと思っております。この親子の関係という中で、親にとって一番不幸なことというのは、やはり子供さんが親御さんより先に亡くなるということではないかと思っております。先ほど申し述べましたように、池田小学校の事件を初めとして、病気で死ぬのであればまだしも、やはり何の罪もない幼い子供たちが、変質者や、特に最近は一見普通の人と思われる人物によって殺される事件が起きることが続いております。私にとりましても、二人の子供がおりますが、もし自分がそういう目に遭ったときに、親としてどういう態度がとれるであろうか、つくづく考えさせられることがあります。私もことしで五十七歳になりますが（「白髪が多いぞ」と呼ぶ者あり）（笑声）、後で取り消しましょうかね。私の周りでも市役所の関係、地域の関係それから同級生の関係という中でも、そういう場面を何度となく目の当たりにしております。その中でもやはり特に、親御さんにとって自慢の子供さんであったときに、なおさら落胆の度合い、悲嘆に暮れる度合いというのは大きいような気がいたします。私も父を一歳のときに戦病死で亡くしましたし、それから市役所に臨時職員で勤めました初めての出勤の日に母親を脳溢血で亡くしております。だから、私が親に対してできた親孝行というのは、親より先に死ななかつたことだけかなというふうに思います。

そこで、親孝行の私が通告の順序に従いまして、最初に公共施設、特に先ほど申し上げましたように学校、保育所等の整備につきまして、お尋ねをいたします。

保育所につきましても、学校の質問の後に同様の質問をさせていただきますので、児童家庭課長、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それでは、まず学校の警備体制につきまして、お尋ねいたします。

何度も触れましたが、平成十三年六月八日、大阪の池田小学校で事件が発生して以来三年になりますが、京都など他県でも同様の事件が発生しておりますが、幸い本市におきましては重大な事件は発生しておりませんが、学校現場におきまして、このような事件に対応するためにどのような対策を講じたか、まずお尋ねをしたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

御指摘の点につきましては、各学校は危機管理マニュアルを作成し、日常点検、避難訓練等を実施し、全校体制で万が一の場合に備えております。

○五番（麻生 健君） それでは、いろんな経費のかかる問題もありますが、特にハード面につきましてどのような対策を講じられたか、お尋ねをしたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

平成十三年度、市内全校の出入りに「関係者以外立入禁止」の立て看板を設置いたしました。平成十四年度、十五年度には、各教室棟に非常用のインターホンを設置しております。また、来訪者へつり下げ式の名札を用意して、それを受付の場所に置いております。建物の構造上、問題は、なかなか不審者の侵入に対しての対応はできにくい面がございますが、学校によりましては、子供が登校し教室棟に入ったときに、玄関以外は施錠するという学校もございます。しかし、建物の構造上、全部の学校がそういうことはなかなか難しいというふうに考えております。

○五番（麻生 健君） 特にハード面ということでお聞きしましたけれども、近年、全国的には不審者侵入対策につきまして、学校に警備員を配置するといったことがなされております。私の取り寄せた資料では、例えば青森県の三沢市では、十六年度から市内の小中学校に専従の警備員を配置することが決まっております。また、事件が起こりました京都府の宇治市でも、市内の全市立小・中学校と幼稚園に校門管理や来訪者チェックを行う支援員を一人ずつ配置するという決まっておるようでございます。宇治市の中でも特に事件の起こりました宇治小学校は、防犯カメラを設置してない入り口から侵入したということもありまして、防犯カメラを常時監視する安全指導員を一人配置するという決まっておるようでございます。さらには秋田市では、市内の全公立小学校に警備員を配置する議案をこの三月議会に提案する決まっておるようでございますが、先ほどお答えいただきましたハード面の整備以外で、このようなことにつきまして別府市教育委員会としてはどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えいたします。

現状におきましては、小・中学校には警備員という形の人配置はいたしておりません。議員さん御指摘のことにつきましては、費用もかかることではございますが、関係各課と協議しまして、今後検討の際の参考とさせていただきたいと考えております。

また、今後、学校用務員の職務について、警備業務の可能な方の採用も考えていく必要があるのではないかと考えております。

○五番（麻生 健君） 用務員さんで警備が可能な方の採用も考えるということですが、用務員さんが一人で本来の業務に加えまして警備もされるということで、満足のいくそういう業務がこなせるかどうかという疑問も残りますが、特に本庁に連絡に来るとかということもございますので、その辺も十分考慮していただきまして、いささか疑問も残りますけれども、そういう形で配慮していただけるということで、少し前進したかなということかと思えます。ありがとうございました。

それでは次に、先ほど申し上げましたように、保育所の安全対策についてお聞きしたいと思えます。

と申しますのは、なぜ私が保育所の安全管理についてお聞きするのかと申し上げますと、今、教育委員会にお答えをいただきましたように、全国的に小学校の安全管理についてはいろいろ配慮されているという報道等がなされておりますが、私もいろいろ調べてみたのでありますが、なぜか保育所の安全管理につきましては、ほとんど触れられておりません。この質問に当たりまして資料をいただきましたが、市内の公立、私立それから無認可の保育所を含めまして、公立が十園の六百四十四人、それから民間の保育所が十六園の千三百六十三人、認可保育園だけで二十六園の二千七人、それから無認可を含めると、十七園の四百九十三人を含めまして、四十三園の二千五百人という数字を報告いただいております。

このような多くの乳幼児の保育につきまして、乳幼児の生活の場であります保育所につきましては、特に小学生の子供さんよりまだ年齢が低いということで、危険を感じておるわけでありまして、保育所につきまして、男性用務員さんがおられ、最近では言葉の上でも「保母さん」ではなくて「保育士さん」と呼ばれるようになり、男性の職員も入ってきておられるようですが、まだまだほとんどが女性の職場であります。それに加えまして、また保育所は、施設も非常に小規模で、五メートル先、十メートル先にもう乳幼児が生活をしておる。だから、不審者がそういう気持ちで侵入すれば、事件が十分発生するということが考えられます。このような環境の中で、児童家庭課としまして、非常事態に備えての危機管理体制はどのようになっているのかということをお聞きしたいと思えます。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、緊急時の対応ということでございますが、池田小学校の事件を一つの機会といたしまして、私どもも認可保育園また無認可保育園に対して指導をしてきております。

まず、緊急時におけるマニュアルを作成いたしまして、それぞれの職員の役割分担、そしてまた連絡体制を職員会議等で十分周知をしております。また毎月、火災訓練等も行っておりまして、そういう中で避難等の訓練も行ってきております。また、定期的には福祉

事務所長名で「危機管理体制」ということで各園に通知もいたしておりますし、それぞれ所長会または園長会等においても、常にそういう危機管理体制については十分職員に周知徹底をしているということでございます。

また、議員御指摘のように、この施設的な部分ではいろんな課題が残る、それぞれ施設でございます。ただ地域また近隣の方々の協力体制のもとですでにそういう体制的なものはとっているところでございますが、今後につきましても、十分そういうハード面を含めて整備をしていかないと悪いという思いでございます。

○五番（麻生 健君） 今の答弁によりますと、窓口の対応であるとか、近隣の方々の協力という体制はとっておられるようでございますが、別府警察署を代表される地域の派出所の警察官による重点的な巡回、そういったことや、よく金融機関の壁やドアに――できるかどうかはわからないのですが――「警察官立ち寄り所」というステッカー、ポスターみたいなものが掲示されております。これもある面では効果的ではないかと思えます。特に一般の方々が、「警察官立ち寄り所」というポスターを見ても何にも感じないようではありますけれども、特にそういう犯罪を犯すというような人にとっては、やはりいつ来るのかなというようなことで、警察の専門家の方も心理的な効果があるというふうなことを言われております。

そしてまた、ハード面ということで少し触れられたようでありますけれども、監視カメラ等の設置を考えておられるのかどうか、それから今後の対応策についてお聞きをしたいと思います。そして、やはり来年度建設されます西部地域の児童施設につきましても、どのような安全対策が施されているのかについてお聞きをいたします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、警察官の立ち寄り所という部分でございますが、私ども、保育所の地域を含めて派出所等にも要望いたしておりますし、巡回をしていただいております。また、不審な方々をもし見かけたという部分があれば、派出所の方から署員が来て相談に応じていただいているということでございます。

また、監視カメラにつきましても、施設の実情・現状等も含め、また予算の関係もあることから、関係課とまた十分協議をさせていただきたいと思っております。

また、来年度建設予定の西部地域の児童福祉施設、これは鶴見保育所それから児童館、子育て支援センター、こういう複合の施設が入ります。こういう中で、一階が保育所、二階が児童館、それからまた子育て支援センター等でございます。そういうことで一階の正面玄関、それから一階の保育所の「サブ玄関」と私どもは言っておりますが、乳児の送迎用の出入り口、それから園庭の出入り口、この三カ所に監視カメラを設置しまして、一階、二階の事務室で監視ができるという監視体制をとっております、計画をいたしております。また、一階の玄関には、それぞれ三施設の玄関となりますので、二階に来られる方、また

一般の方々が直接保育所に入れにくいというような、電子錠といって自動ドアですが、四けたの暗証番号を入力することによって開閉するという、そういう装置も計画をいたしております。また、緊急時の玄関の通報体制、こういう面でも配慮しているという状況でございます。また、地域の方々が集える三世代交流の場を二階に設けます。そういう来館者を含めて安全対策をとってまいりたいと考えております。

○五番（麻生 健君） まだまだ万全の体制ではないと思われませんが、特に保育所を含め児童施設、先ほど申し上げましたように、小学生よりまだ低年齢の子供さんを預かる施設として、常にやっぱり安全に生活できる場所でなければならない、このように考えるわけですが、他市にはない、別府市は児童養護施設、乳児院等もありまして、公立の保育所だけではなく民間施設につきましても、行政といたしまして十二分に配慮をしていただかなければならないと考えております。

今答弁の中にもありましたが、施設整備につきましても当然予算を伴いますので、やはり緊縮財政の折、計画的にやっていかなければならないかと思っておりますが、大切な子供さんの命を預かるという立場におきましても、安全管理につきましても、現在の社会情勢、不安定な社会情勢のもとでは絶対不可欠なことではなからうかと思っておりますし、ぜひとも計画的な安全対策を講じていただきたい、このように思います。

そして、総括的な質問になりますが、最後に、児童施設の担当課としての基本的な考え方を再度お聞きしたいと思います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

大切な子供さんを預かる施設として安全管理面につきましても、十分配慮していかなければならないというふうに思っております。通常考えられないような事態が発生するのが、現代社会ではないかなというふうに思っております。議員さんから今、学校の側にもいただきました警備員の問題等、こういう部分を十分踏まえまして、公立保育所また民間の保育園、それから認可外保育園に改めて私の方から再度指導をしていきたいというふうに考えております。

○五番（麻生 健君） ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思っておりますが、学校現場それから保育現場、どちらの分野におきましても、もう何度も申し上げておりますが、とにかく大切な子供さんの命を預かるということで、それでなくても少子化で出生率がどんどん低下しております。この子供さんたちを、ぜひ大切に育てていただきたい。

そして、これは私の個人的な考え方ではありますが、教育委員会それから児童家庭課ということでお答えをいただきましたが、あらゆる施設の安全を確保することにより、先ほど申し上げました警備員の配置によりまして、一つの面ではやはり雇用の拡大につながっていくのではないかとこのように考えられます。しかし、大分県におきましては五・二%の予算の削減、それから別府市におきましても四・五%の予算の一般会計の削減とい

うことでございます。しかし、やはり子供さんの命ということがかかっておる問題でございますので、予算の配分につきましても、いろいろ御苦勞されておられると思いますが、ぜひとも前向きに検討していただきまして、別府市が安全で安心して暮らせるまちということにさせていただくことを念願いたしまして、この項の質問を終わります。

それでは、続きまして、最近、毎日新聞紙上に載らないことがないというような「おれおれ詐欺」を初めとする詐欺行為につきまして、お聞きをしたいと思います。

特に最近では、預金口座の売買ということでもいろいろ新聞で取りざたされておりますが、とにかく「おれおれ詐欺」の記事が新聞に載らない日がないくらいマスコミをにぎわしております。

まず、この「おれおれ詐欺」に関する事件の対策に限りまして、質問をさせていただきたいと思っております。特に被害者に高齢者が多いということから、まず高齢者福祉課としてこの事件についての対策についてどのようにお考えか、また対策をどのように講じておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

高齢者福祉課といたしまして、全国的に高齢者に向けた「おれおれ詐欺」事件が昨年多発しております。昨年の被害額総額を見ますと四十三億円を超えている被害をこうむっているというふうにお聞きしております。大分県にしましても、ことしの一月末でも三千五百万、最近もありますけれども、そういった被害が出ているということでございます。被害者も六十歳以上が八割を占めているという現状でございます。

別府市の場合におきましても、平成十五年四月現在の高齢化率は二四・二％であり、ひとり暮らしの高齢者の人口は五千六十九人と年々増加している現状でございます。そのため高齢者福祉課では、高齢者に注意を促すチラシを作成し、高齢者が多く集まる大会、各種団体、ことし一月におきましても荘園地区、北浜地区、南地区においても高齢者の健康づくりという教室、いろいろな講演がありましたけれども、そういった集会などにチラシを配布し注意を促しているところでございます。また、老人クラブを初め民生委員、在宅介護支援センターにもチラシを配布し、ひとり暮らし高齢者の訪問のときに未然に防ぐよう相談体制の充実を図るようお願いしているところでございます。

さらには、高齢者福祉課としましては、大分地方法務局人権擁護課、別府警察署にも一層の相談体制の充実を図るよう、お願いしているところでございます。今後もこういったこと、被害をこうむらないように、再発防止に向けて取り組みたいと考えておる次第でございます。

○五番（麻生 健君） ぜひ頑張っていたきたいと思っておりますが、特に「おれおれ詐欺」に限って言いますと、いろんな関係者の話を総合しますと、地域とのかかわり合いが希薄になっている中で起こっておる。ですから、市役所にとっては外部的には警察あるいは防

犯協会の関係機関と連携をし、そして市役所内部には、セクションはそれぞれ違いますが、いつもこの仕事にばかりかかわっているわけではないと思いますが、高齢者福祉課そして商工課、それから環境安全課等、役所部内におきましても連携をとり合って、こういった事件を未然に防いでいただきたいというふうに考えるわけであります。

ある金融機関の関係者の話を聞いたわけですが、窓口におばあちゃん came。そして、いつもと態度がちょっと違うので、しかも何か聞いたことのないようなところにお金を振り込もうとしておる。そして窓口の係員が「おばあちゃん、どういうことですか」、少し内容を聞いて、「一日待って、子供さんに確認してから振り込んだらいかがですか」と御注意をされたそうなのですが、そのおばあちゃんは、「いや、もう私はよく寝られんのだ。もう被害にかかってもいい、だまされてもいい」と言ってそのお金を振り込んでしまったということであります。こういう笑うに笑えないようなお年寄りが、やっぱり特に別府市につきましては高齢化も進んでおりますし、実際にこういう事件が起こっておるわけであります。

それでは、次に商工課長にお聞きをしたいと思えます。

特に高齢者福祉課長には「おれおれ詐欺」に限ってということでお伺いしたわけでありましてけれども、最近、「おれおれ詐欺」以外で、例えばチラシに「卵や洗剤を無料で差し上げますよ」といって多くの人をある場所に集める。そして、最終的には物がいろいろありますが、高額な商品売りつける。「催眠商法」と言われておるようでございますが、それとか、屋根や下水道、床下、「もうおたくの家は大分古いから、リフォームをしたらどうですか」と言ってリフォームを勧めて工事をしてもらった結果、法外な工事代金を請求する。これは実際にあった私の近所の話なのですけれども、「高い」と言ったら、「サービス期間だからまけましょう」というようなことで料金を請求された。こういうのも「点検商法」という形で、最近お年寄りをねらった詐欺まがいの悪質商法が数多く発生しております。

そこで、別府市として把握しておられるのであれば、平成十五年度に入りましてからの消費生活相談の件数、それとその相談内容につきまして、おわかりでしたら教えていただきたいと思えます。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

商工課が受けました平成十五年四月からことし二月までの消費生活相談につきましては、総数で二百九件となっております。この相談の内訳ですけれども、契約の内容、また契約解除に関するトラブル、そういう相談が多くて八十件となっております。また最近では、携帯電話を使ったような架空請求に関する相談が六十九件、その他の件数が六十件となっております。

○五番（麻生 健君） そのような件数が報告されているということでありまして、今そ

ういう数字が報告されておるわけでございますけれども、この質問をするに当たりまして、私も別府警察署、そういったところに行ってまいりました。それから、「おれおれ詐欺」の対策として、先ほど言いましたように金融機関等の協力をいただくということが必要ではないかと思いますが、このような関連の機関に対する協力要請も含めまして、この対策について、商工課長はどのようにお考えかお聞きをしたいと思っております。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

「おれおれ詐欺」につきましても、もうすでにお金を振り込んでいるというようなケースがほとんどでございます。事前に相談に来るということに関しましては、商工課ではほとんど受け付けておりません。しかしながら、「おれおれ詐欺」につきましても、最終的には銀行、郵便局等の口座に振り込むというような形になりますので、金融機関を掌握しております商工課としましては、それらの金融機関の協力を得るということも必要ではないかと思っております。今後、必要に応じましてそのような金融機関との、会議調整することがありますので、これらの機関にもこの件に関しまして協力を求めていきたいと考えております。

○五番（麻生 健君） 対策とちょっと逆になりましたが、最近、どんどんと新手の詐欺商法が発生しておるということで、私が調べたところだけでも十種類ぐらいの詐欺事件と申しますか、そういうあれが発生しております。いわゆるネーミングと申しますか、詐欺の手口だけでお話をしますと、「おれおれ詐欺」であるとか、債券回収詐欺であるとか、それからチラシの配布、内職のあっせん、携帯電話によります出会い系サイトの利用代金の請求であるとか、それから、先ほど申しました催眠商法であるとか、それとかデート商法、それから、これは実際に別府市でも起こりましたけれども、国民年金の還付通知等による詐欺、それから資格を取りませんかという資格商法であるとか、先ほど言いました点検商法、こういったことがたくさんなされております。

いずれにしましても、警察の関係者の話を総合しましても、とにかくだまそうとする側の方が、次々と新手の手口を考え出しておる。そして、どうしても警察等は、被害届けが出されないとなかなか捜査ができない。そういうことも含めまして、どうしても警察の対応もおくれがちである。全国で毎日起こっております事件の中でも、警察もその一つの事件ばかりを追いかけて捜査をするということは不可能である。しかも、先ほど申し上げましたように新手の手口の詐欺がどんどんと出てくる。何度も触れますけれども、最近の「おれおれ詐欺」につきましても、口座の売買ということで関係した者が逮捕されるということが起こっておりますが、これにつきましても、例えば大分とか別府で口座をつくっても、預金が引き出されるのは東京を初めとする大都会である。オンラインでつながっておれば、他の金融機関でもどこでも引きおろしができるわけでありまして。ですから、一たん振り込まれてしまいますと、もうそのお金はどこで引きおろされるかわからないという

ことで、犯人逮捕になかなか結びつかないのだということで、警察の方も話しておられました。

最近、NHKだったと思いますが、ニュースで、東京では――直接この事件とは、言ったのとは関係ありませんけれども――そば屋さんが出前のときにパトロールをする。そして何か異常があったときには関係の機関に報告をするということが、NHKのニュースで報じられておりました。これはほんの一例ではありますけれども、先ほど申し上げましたように、近所とのつき合い・かかわりが希薄になっている中で、やはり地域の住民の方々一人一人が、例えば少し気をとめてお年寄りの方の家庭を見守っていただく。前の議会の質問でもちょっと申し上げたことがあると思いますけれども、清掃課の職員が、ごみ収集に当たっておる際に、何日もごみが出ないということを感じ取りまして、そのお宅をちょっと訪問したら、布団の中で寝たきりになっていた。こういうこともあるわけでございまして、なかなかこういう地域とのかかわりを積極的にといいましても、やはりその地域の方々一人一人のそういうお気持ちの持ち方がなければ実践されることではありません。先ほど何度も触れましたように、別府は高齢化率も非常に高うございます。それに加えて、私が調べたところによりますと、特にやっぱり南部の方が高齢化率が非常に高い。人数的に言いますと、石垣があれだけ人口がふえている割には、独居の老人の方が百九十何人だったと思います。片や居住人口が減っている、首藤議員のおられる南部浜脇地区に限って言いますと、首藤議員はもちろん若うございますけれども、（笑声）九百を超える独居の老人がおられる。それがひとり暮らしの老人であるということでございまして、別府市が標榜しております「すべての住民が安心して安全に暮らせるまち」ということでございますので、別府市行政といたしましても、ぜひ、独居のお年寄りということで端的に申し上げましたけれども、やはりすべての住民が、今申し上げましたように、こういう事件に巻き込まれることなく生活できるようにしていただきたいと思っております。

それでは最後になりますが、別府署の生活安全課、それから防犯協会等々関係があります。環境安全課につきまして、こういう「おれおれ詐欺」等の対策につきまして、どのように考えておられるかお聞きして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

環境安全課といたしましては、「おれおれ詐欺」事件が新聞・テレビ等で報道されるようになることを機会にしまして、市報や防犯協会の機関紙「しおかぜ」等に掲載をしてまいりました。今後も、別府市の防犯協会の事務局をやっております別府警察署生活安全課と協力をいたしまして、こういう詐欺事件が起きないように、また市の関係課の方とも連携をいたしまして、市民の安全対策を進めてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○五番（麻生 健君） では、ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後に、私が実際に経験したことを含めまして総括して、質問を終わらせていただきますが、ここに債券回収という最終通告書とかいったはがきが、私のところは全部私の名前になっております、あて先が。どういうわけか四枚も私のところに郵送されてまいりました。（発言する者あり）（笑声）いや、本物です。そして悲しいかな、これを先に読んだのが私の家内であります。家に帰ったときに、「お父さん、これはどこに借りておるのかい」。一点の曇りもない私の人生におきまして、（笑声）問い詰められまして、私も多少のそういう知識がありましたので、「それは詐欺まがいのことだから、心配するな」。そして、私の知り合いの刑事さんに電話しまして、暴力団まがいの名前がここに書かれておるわけですよ。うちの家内も心配しまして、「本当やろうな」ということで、警察の人に電話をしまして、私が、先ほど言いましたように、「来たけれども、これはもう放っておきますよ」と、そういうことで、警察の方も「ぜひそれは放置しておいてください」ということで指示をしてくれました。

何度も触れておりますけれども、先ほど言いましたように、お年寄りの方だったら、まず心配の方が先に立つわけです。ですから先に行動に移ってしまう。そして電話をかけてしまったら、相手の術中にはまって、自分の家族歴やいろんなことを聞き出されて、とうとうこの口座に振り込んでしまうというような結果も多くあるわけでございます。ですから、警察署の方も言っておりました。まず、やっぱり周知をしてくれ、対策について。そして、先ほどから何度も申し上げておりますように、近所の人で相談ができる人がおいたらこういう事件は起こらない。そして、最後には振り込みの場所となる金融機関の窓口の方の対応、一声かけるだけでこの事件は未然に十分に防げるということでございますので、今後も、先ほど申し上げましたように、外部の機関との連携をとっていただき、内部は内部で連携をとっていただき、一件でもこの笑うに笑えないような事件、悲しい結末に終わるような事件が起こらないことを切望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○十四番（野田紀子君） 議長のお許しをいただきまして、質問の順番を変えさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。五番のごみ袋についてを、最初にお願いいたします。

ごみ袋につきましては、るる論議があったところですが、ごみ袋流通のルートと、そのルート途中での手数料、ごみ袋一枚当たり幾らになっているのか、内訳を教えてくださいたいと思います。

○清掃課参事（安部八信君） お答えいたします。

指定袋の一枚の手数料の価格でございますが、大の指定ごみ袋につきましては、振興センターに一元、配送会社に五十銭、販売店に四円の手数料を支払っています。小の指定袋の手数料でございますが、振興センターに一元、配送会社に二十五銭、販売店に二円の手

数料を支払っています。いずれも消費税は入れておりません。

○十四番（野田紀子君） 流通ルートの方が欠けておりましたが……

○清掃課参事（安部八信君） お答えいたします。

指定ごみ袋の流通ルートでございますが、入札で落札いたしました卸問屋から配送会社の倉庫に指定ごみ袋が納品され、取扱店からの納品依頼、配送会社への配送依頼、手数料の公金収納等の事務は、振興センターに委託しております。取扱店からの納品依頼につきましては、翌日に行っております。

○十四番（野田紀子君） 十二月議会で、缶・瓶・ペットボトル専用袋関係の議案と補正予算案が出されて、当時の厚生委員会では、ごみ袋単価見直しという要望をつけて採決の結果、全会一致で可決をしたといういきさつがございます。今御答弁の流通ルートとその手数料は、検討の結果なのでしょうか。当局はどのような検討をされたのか、その内容と結論を教えてください。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

何度も御答弁いたしましたが、平成九年に指定ごみ袋を導入いたしております。そのときの経過から説明をさせていただきます。

八年の十二月議会で指定ごみ袋導入、九年四月から指定ごみ袋導入ということで、別府市では清掃問題懇話会それから議会の調査会、それから本議会で慎重に審議した結果、今のごみ袋の可燃物二十円、不燃物袋二十円、小については十円ということで値段が決められております。このときの決め方なのですが、全国的に二十円の値段というのは、一番低い段階の値段でございます。現状――あの当時ですが――ダイオキシンの抑制、それからCO²、地球温暖化によるCO²の抑制、それからごみの減量化、そういうことで、これを前市長の時代に導入したわけです。流通の費用が削減されても、今の販売金額はあたるつもりは、清掃課ではございません。余剰金がふえれば、今から難しくなる清掃問題、ごみの問題にその予算を投入したいと考えております。

再度申し上げますが、ごみ袋の値段については、当初平成九年度に決定した金額をあたるつもりはございません。

○十四番（野田紀子君） 厚生委員会の委員長報告に、「ごみ袋のコストに関連して委員より、従来の二種類のごみ袋に関しては、九年の導入より六年が経過したので、販売価格が従来どおりであるのは、価格競争等の原理が働いていないのではないかと、入札方式や運搬委託方法などを見直して、それを利用する市民が恩恵を受けるシステムにしなければならない。今回――というのは十二月議会ですが――現行のシステムを大幅に見直すいい機会であるので、すぐに検討していただきたいとの要望がなされ、当局も、今後、研究・検討し対処していきたいとの答弁があり、最終的にその議案を、ごみ袋単価見直しの要望を付し、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたし

ました」となっておりますけれども、このような厚生委員会の要望に対して、当局はどのように検討されたのか、また結論はどうかということをお伺いしたのです。

○生活環境部長（高橋 徹君） お答えいたします。

厚生委員会で種々御指摘の点につきまして、流通経費の削減のため、現在も入札方法その他については研究をさせていただいておりますが、ごみ袋の価格そのものにつきましては、今、課長が説明しましたとおり、導入当時、袋の単価として決定したものではありませんし、ごみ処理に必要な経費について一部負担をしていただくという観点から決定した経緯がございます。現在のところでは、市民一人当たり袋一枚の二十円の価格の御負担ということにつきましては、全国的に見ても余り高い金額に位置づけされておられませんので、現段階では現在の価格を維持していきたいというふうに考えておまして、流通経費の削減につきましては、来年度に向けて研究してまいりたいというふうに考えております。

○十四番（野田紀子君） そうすると、ごみ袋を二十円で買いますわね。その中で流通経費を減らしていく、余分といいますか、販売店の利益というのは、当然、小売店を保護するという立場から販売店の利益というのは減らさなくて、途中の流通経費を減らしていくと、ごみ袋の値段を減らした分を下げても、市に入る手数料としては、それは変わらないのではないですか。

○生活環境部長（高橋 徹君） お答えいたします。

流通経費を削減すれば、当然コストとしては下がるという形になりますので、市に入ります収益の方は増になってくると思います。ただ、袋の製造単価につきましては、入札の方法その他も原因してきますが、毎年度同じ単価ではないという状況もございますし、可燃物、不燃物、それから瓶・缶・ペットボトルのそれぞれの袋の製造単価も異なっておりますので、総体的には収益増になるのではないかなとは思っておりますが、必ずしも増になるということでもないのではないかなというふうに思っております。ただ、この増になりました分につきましては、先ほど次長の方が説明いたしましたように、ごみ対策の経費に積極的に活用していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○十四番（野田紀子君） もっと要るようになるかもしれないから、先にいただいておきますということのように聞こえるのですけれども、ごみ袋をいわば売ったり買ったりして市に入るといわゆる差益があるということで御報告をいただいておりますが、十四年度の概算で二千五百万円差益があるのだと、美しいまちづくり奨励事業に七十万、資源回収奨励補助金として二百万、生ごみ処理器購入補助金に六十万、寝たきり老人を抱える世帯及び母子寮に配布する指定ごみ袋購入を九十万というふうに御報告をいただいておりますのですけれども、この中の寝たきり老人を抱える世帯及び母子寮とか、これはごみ処理の費

用というよりも、福祉としてごみ袋にかぶせるといいますか、ごみ袋から出すのではなくて、一般財源からそれは回すべきものではないでしょうか。いかがでしょうか。

○生活環境部長（高橋 徹君） 今、寝たきり老人等に配布しておりますごみ袋の件で御質問でございますが、福祉の方から出すべきではないかということですが、事業そのものとして取り組んでおりますので、清掃課の方の収益の中から市民の方に還元しておるといいう観点で取り扱っておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○十四番（野田紀子君） ごみ袋問題につきましては、私も勉強不足の点もあるのですけれども、もっと論議をまた引き続きさせていただきたいと思います。

きょうのところは、引き続きまして、最初に予定しておりました介護保険制度についての質問をさせていただきます。

介護保険制度につきましては、まずは自治体の責任ということで、国は今、介護保険制度五年目の制度見直しをしようとしております。社会保障審議会介護保険部会も、九回目が二月二十三日に開かれておまして、国段階でもさまざまな答申が出ております。六月に審議会の報告を取りまとめ、九月には介護保険制度の改革案を公表し、国の方針が定まると見られております。制度見直しのための法改正や予算編成は、十六年度中に行うようになりますけれども、今こそ自治体として、また保険者として現場からの介護保険制度の評価と見直しの要望、これを国に上げるときと考えます。

さて、介護保険制度が始まって以来、常に施設の不足、特別養護老人ホームの不足が叫ばれてきましたが、この点についても再々述べてまいりましたが、現在の特養ホームの定員と待機者、何名になっておりますでしょうか。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えいたします。

特別養護老人ホームは、現在六施設でございまして、定員が四百三十八名となっております。現在の入所者は、一〇〇%の四百三十八名入所してございます。待機者数は約四百名で、そのうちすぐにでも施設に空きがあれば入りたいという方が約二百名程度いらっしゃるといふふうにお聞きしております。

○十四番（野田紀子君） この四百三十八人と二百人という数字は、実は前から再々聞いております。以前と変わりません。特養ホームが、介護保険制度下で社会保障の制度、市の公的な社会保障制度の中の「措置」というところから外されて以来、市は、自治体として市内に何人の高齢者が施設を必要としているのか、その重要なデータもつかめなくなっております。それは、介護を民間のいわば私企業に丸投げをしたからなのです。正確なデータをつかまなくては、お年寄りのための市の有効な政策も立てられないのではないかと思います。施設が大変不足している現在、続々と介護つき終身有料老人ホーム、あるいはグループホームが、公益法人だけではなく建設、運輸などの企業によっても建てられておりますけれども、その現在の数と今後の見通し、いかがでしょうか。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

介護つき有料老人ホームでございますが、介護保険法が始まる以前にありました有料老人ホームが二施設、それと十五年に一施設、十六年中に二施設、合計で五施設、ベッド数に直しますと百七十一床が十六年十二月末ぐらいいまでには完成をする予定でございます。そのほか建設の希望者につきましては、現在、県及び市の方に相談がまいております。うちの方にも現在五、六の団体から「ぜひ建てたいのだが」という御要望を伺っておりますけれども、うちは介護保険の保険料及び第二期介護保険事業計画で一応ベッド数の上限を決めておりまして、そういうことで現在何とか思いとどまっていたくようにということで話をしているところでございます。

グループホームにつきましては、一応現在は九ユニット、一ユニットは大体九名以内でございまして、九ユニットの八十一名がもうすでに今営業を始めております。最終的には十五ユニットの百三十五名までできる予定でございます。その後、十数社からやはりこれも建設についての相談をいただいておりますけれども、私どもとしましては、一応お断りをしておる状況でございます。

○十四番（野田紀子君） 続々といわゆる介護産業の企業が参入しているという感じがいたしますけれども、介護利用につきましては、例えば医療保険のときのようなレセプトチェックのように介護内容や施設内容のチェックのできる体制があるのでしょうか。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えいたします。

ただいま御質問のレセプトの点検でございますが、今まではやはり制度が整っておりませんで、不備な点がございましたけれども、平成十五年度からは、課職員一丸となりまして適正化に向けて努力をいたしております。その一環としまして、レセプト点検等にも努力をいたしております。

○十四番（野田紀子君） 介護事業者の指定取り消しという、不正請求をしたとか介護をしてないのに介護報酬だけを要求したという不正請求などもありまして、介護事業者の指定の取り消しというのが、全国では再々上げられておりますが、別府市ではこのような事例がありますでしょうか。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

別府市では、現在、指定取り消しとなりました業者はございません。全国では、御承知のとおり多くの取り消しの報道がなされておるところでございます。しかしながら、別府市におきましても、法律に抵触するまでにはないにしましても、不適正なサービスやケアプランなどの事例が発生していることも事実でございます。今後とも、重点的な取り組みといたしまして、適正なサービスと事業運営の確保に努めてまいりたいと考えております。

○十四番（野田紀子君） 不適正なケアプランやサービスの提供などの事例が発生しているということでございますが、どのようなチェックをされたのでしょうか。そのチェック

の結果、いかがでしょうか。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えいたします。

この適正化につきましては、県と連携をとりながら適正化に力を入れておるところでございます。実績としまして、十五年度の四月から十二月現在では約一千三百万円ほど、十五年の決算までには五千万円前後の金額を返還といたしますか、そういうことになるかと考えております。

○十四番（野田紀子君） 続きまして、介護利用、介護内容とか、あるいはまた施設に対する疑問、利用者の疑問や苦情がどれくらい来ているのか、教えていただきたいと思いますが、施設にはそれぞれ苦情を受ける係なり、そんな人たちがいるはずですが、市は、これらの苦情をどう受けとめておられますでしょうか。苦情の受け付け体制と件数、さらには解決方法を教えてください。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えいたします。

介護保険では、利用者からのサービスについての苦情を処理する制度が位置づけられております。サービス事業者、施設及び居宅介護支援事業者、市町村、国保連合会、都道府県、これらの各主体が相互に連携をとりながら、それぞれの役割に応じた機能を果たすようにしております。その中で市といたしましては、第一次的な窓口としまして、事業者等に対する調査、指導、助言を主に行っておりますけれども、いろんな相談が窓口及び電話で市の方になされております。その内容によりまして、ケアプランや実績表を見ながら、事業者への苦情の場合は苦情の内容を調査し、必要があればケアマネさんや被保険者の方を含めて解決できるように努力をいたしております。そのほかに国保連合会で苦情処理業務を行っていることや、その他要介護認定に関する処分、保険徴収に関する処分に不服がある場合は、介護保険審査会に審査請求することができることを説明し、連絡をとりながら行っているのが現状でございます。

○十四番（野田紀子君） 御答弁の様子では、余り深刻な実態はないようでありますけれども、何といたっても約四千人のサービス利用者が在宅、施設合わせているのですが、サービスや施設、あるいは事業者の対応に不満があっても、利用者としては出しにくいという面が多々あります。例えば私が聞いたところでは、ある特別養護老人ホームに入所して、寝たきりでもう痴呆も入っているのに、電話をかけたのだと電話代を請求され、家族が、「それはおかしいのではないか」と言いますと、「では、帰られてもいいですよ」と言われて、慌てて苦情を引っ込めたというのです。また、年金や貯金がどうなっているのか、明細を見せてくれないなどのトラブルも再々耳にいたします。このようなトラブルを避けるために、私ども、所沢のある特別養護老人ホームに視察に行かせていただきましたが、この特別養護老人ホームでは、入所者の年金や貯金は絶対に預からないと言っておられました。必要なお金は必ず家族に連絡をする。そうすることによって、家族もお年寄りを特

養ホームに預けて、それきりというひどいことができなくなるということでございましたが、実際に施設に入っているお年寄りが、苦情を言いたくとも、みずからの二十四時間体を預けているのですから、もう何も言えないというのが事実でございます。施設でも在宅でも、これからどんどん介護利用がふえていけば苦情もふえ、介護サービス中の事故というものも心配をされます。その苦情や事故問題などの解決のための委員会、第三者の「介護一〇番」というようなものでも設置してはいかがでしょうか。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

先ほど御答弁をされましたけれども、一応苦情については、制度的な面からそれぞれの施設に位置づけられているというのが原則でございます。しかしながら、今、議員さんから御提言をいただきましたので、今後内部で検討させていただきたいと考えております。

○十四番（野田紀子君） 介護サービス中の事故というのは、医療事故と同じように起こる可能性があります。現に入浴介助のときにお風呂の中に落とされたとか、あるいはデイサービスで転んで大腿骨を折ったなどの事故が、全国では報告をされております。国の社会保障審議会介護保険部会でも、委員の一人から意見が出ておりましたけれども、部内、当事者というものが事故処理というのに公正・中立な立場には立てないと考えられるのです。介護保険課は、介護サービス事業者でなくても、介護に関するいわば当事者です。全国で見ますと、足立区が、苦情などを中立的な立場で公正に、迅速に処理できる委員会の設置をしております。これは市独自でもできるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○介護保険課長（藤野 博君） 今、貴重な御提言をいただきました。ちょっと内容につきましては、私どもは存じておりませんので、今後研究をさせていただきたいと考えております。

○十四番（野田紀子君） 福祉保健部挙げて、御検討をお願いしたいと思います。続いて、現在の別府市の介護保険制度を執行するに当たって、策定委員会を設置していただきまして、この委員を公募し、さらに議事録も公開するということがございましたが、第三期策定委員会はいつ設置をされ、また同じく公募、あるいは議事録の公開はされる予定でしょうか。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

第三期の介護保険事業計画の年度が、平成十八年度から始まりますので、少なくともその前の年度、十七年度にはこの策定委員会をつくり上げることになるかと考えております。その際には、今、議員さんが御質問のいろんな観点、前回もこれを設置したようでもありますので、そういうのも追々検討してまいりたいと考えております。

○十四番（野田紀子君） 現在、国の方で進んでいる介護保険五年目の見直しでは、どんなことが検討されているのか、一つ二つ教えていただいて、また、市の介護保険事業計画

の見通し、これはいかがでしょうか、教えてください。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

介護保険制度の改革につきましては、法律の附則で施行後五年をめぐり、制度の全般に関して検討を加え、その結果に基づき必要な見直し等を行うこととされており、現在、国におきまして介護制度改革本部を設置し、制度全般の見直しを行っているところでございます。

その内容につきましては、まだ当然、今検討中でございますけれども、被保険者につきましては、被保険者の範囲の拡大など、保険料につきましては、公正な保険料の賦課徴収など、それと財政面では調整交付金の機能や住所地特例など、そういうのを今検討しておりますというふうにお聞きいたしております。

今後の介護保険の見通しということでございますけれども、介護保険制度はかなり浸透したのではないかと考えておりますけれども、まだこの制度の市民の方の理解を得るために今後も広く啓発を行ってまいりたいと考えております。

平成十五年度は、第二期の事業計画の初年度ですけれども、第一期事業計画に対しまして八四・五%の達成率でしたけれども、第二期事業計画の平成十五年度はもうすでに一〇七・八%の大幅な事業の伸びの決算が見込まれております。したがって、恐らく十六年度もこういうふうな大幅な伸びになるのではないかと考えております。十八年度につきましては、また国の制度の、今検討されている制度がどういうふうになるかによって、また若干変わるかと考えておりますけれども、かなり大幅な伸びがあって厳しいものと考えております。

したがって、これからは介護保険課としましては、適正化に向けて努力をしていきたいと考えておりますし、この制度の中心的役割を担いますケアマネージャーさん、ケアマネージャーさんの今までも研修を行っておりますけれども、この制度の理解及びケアマネージャーさんの研修に向けて、レベルアップに向けて、県とともに取り組んでまいりたいと考えております。

○十四番（野田紀子君） 先行きなかなか厳しいという見通しでしたが、大分県内の市町村、五十八市町村から介護保険についてのアンケートをとられた団体の記者会見のときの話では、大分県の市町村六〇%が、「市町村だけの財政では介護保険はとても持ち切れない。国の予算をもっとふやしてもらいたい」という回答が寄せられたそうです。国の社会保障審議会介護保険部会で、市町村長さんから出ておられる委員は、「現場の保険者が」――というのは介護保険課とか市町村が――「もっと頑張って国に予算を要求したい」との意見が出されておりました。報道その他で聞くとおると、五年目の見直しというのは、第二号保険者の保険料、現在四十歳から国保に上乘せして徴収しているものを、二十歳の人からも徴収するようにする、あるいは介護利用の現在一割負担を二

割ないしは三割負担に上げる、要支援と介護度一を介護保険から外す、あるいはまた、もう現に十六年度の予算に反映されておりますが、要介護認定事務費の一般財源化がありません。要支援と要介護一を介護保険から外すというのは、きのうの新聞の報道で、要支援、介護度一は、家事援助のホームヘルパーを利用させず、介護予防として筋力トレーニングをさせるのだということが報道されておりました。そういうことになりましたと、実際家事援助をしてもらわなくては暮らしていけないような要支援あるいは介護度一の方は、介護保険からはじき出されるおそれがあります。このような報道がされておりますけれども、いずれも市民の生活実態から見て、今でも重い保険料・利用料の負担をふやし、さらに本来、整形外科という医療で面倒を見なければならぬリハビリテーションまでが介護保険に送られているという現状もございます。

市として、この五年の見直しの改悪を許すべきではないと思います。十六年度の予算でも、この事務経費三千四百万余りが削られておりますが、これを初めとして次々国庫負担分が削られないように、高齢者福祉本来の国庫負担二分の一に戻すように、保険者である自治体として強く要求をしていただきたいのですが、この点いかがでしょうか。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えいたします。

国の負担金を大幅にふやせということでございます。この件につきましては、現在、全国市長会を通じまして、国の負担金が二〇%及び調整交付金が五%の二五%でございますけれども、これを国の負担を二五%プラス調整交付金に上げるようにということで、全国市長会を通じて国に要望をしておりますので、今、議員御指摘の件も含めまして、また内部で検討してまいりたいと思います。

○十四番（野田紀子君） では続きまして、介護予防地域支え合い事業についての質問に移ります。

以前からお願いをしておりましたが、訪問理美容サービスと寝具類洗濯乾燥消毒サービスの実施は、いつになるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

訪問理美容、寝具類洗濯乾燥消毒サービスということでございます。現在、国や県の補助金の削減の中で、既存の事業を継続していくことが重要と認識いたしておりますが、今後につきましては、限られた財源の中で、より効果的な高齢者福祉施策を推進するため、別府市介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の中で総合的に見直しを行いまして、事業の効果等も十分検討しながら、福祉の切り捨てにならないよう、新たな需要にこたえていくよう努力してまいりたいというふうに考えております。

○十四番（野田紀子君） 私は、十四年六月、九月議会でもこの件について一般質問をいたしました。その答弁では、「介護保険策定委員会に諮る」ということでございました。今回、策定委員会の議事録、公開されておりますのを見ますと、これが、「しかしながら、

財源あつての福祉であることを念頭に、やみくもに新規事業に取り組んだり、安易に既存事業の拡充をすべきではないと考えます。一部団体から、「五ページ」――というのは、ゴールドプランのことですが――「訪問理美容サービス事業や寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業に取り組んだらどうかとの要望がありました。高年齢福祉のほかの事業の見直し等とあわせて総合的に検討されるべきものであると考えています」というふうに策定委員会では言っているのですが、これでは、議場で言ったように策定委員会に諮ったとは考えられません。先ほどの答弁でも、実施にはほど遠くなってしまうようですけれども、議場では「策定委員会に諮る」と言っておいて、策定委員会では「一部の団体の要望」とのみ紹介して、執行部で決めたこととお知らせしているというのは、誠実な態度とは言えません。この点を踏まえこの事業実施を要望しますが、いかがでしょうか。

○高年齢福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

十四番議員さんの御指摘につきましては、部内で総合的に踏まえて協議してまいりたいというふうに考えております。

○十四番（野田紀子君） 部長がお休みのところで直接御答弁をいただけないのですけれども、必ずこれをきちんと協議・討議されるように強く要望をしておきます。

続きまして、生活支援ハウスということについてお尋ねをいたします。

常に介護を必要とはしないけれども、自宅でのひとり暮らしが困難なお年寄りが生活する施設として、生活支援ハウスがあります。実施主体は、これは市町村です。定員は十人から二十人が入居するとなっております。介護つき有料老人ホームとかグループホームが見通しもないままにできておりますが、このような私立のホーム入居に際しましては、当然お金が要ります。グループホームで月に十三万から十四万、介護つき有料老人ホームでつい最近開所したあるホームは、入所金が三百万、部屋代、食費、管理費、毎月十五万から十八万ほど払います。ほかに当然介護利用料が七千円なり二万円なりが要ります。その上、これから特養ホームも個室化を図り、ホテルコストと称して新たな負担がふえそうです。このありさまでは、年金十万以下の経済状況ではとても入居できません。今でも広い住まいに心細いひとり暮らしの高齢者がおられるのですけれども、さらに医療保険制度の改悪で、六カ月以上病院に入院していると出されるという方がふえてきております。このように年金十万円以下、ひとり暮らしができなくなった、行きどころのないお年寄りの住まいは、市の責任で用意すべきと考えます。この生活支援ハウスが、国が言う参酌標準に縛られずに建設できるのですが、この生活支援ハウスの建設についてはいかがでしょうか。

○高年齢福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

生活支援ハウス事業につきましては、豊の国ゴールドプランの別枠速見圏域での平成十九年度までの生活支援ハウス整備目標は、新設等は認められておりません。また、生活支援ハウスにつきましては、養護老人ホーム施設と似たような施設でありますので、別府市

の場合においては、他市に比べて養護老人ホーム施設は多く、三カ所ございます。定員は百七十名でございますが、今のところ考えておりません。

今後につきましては、関係所管課で事業計画を行っておりますシルバーハウジングで対応していきたいというふうに考えておる次第でございます。

○十四番（野田紀子君） シルバーハウジングも、市営住宅を建て直すときということで、これまた余り直ちということではないので、生活支援ハウスは県内で二十三カ所建設されております。大分市には四カ所あります。香々地町は、二十人定員で県補助もありまして、一カ所つくりましたが、続いて町単独で十人分をつくっております。いかに別府市に老人ホームがあっても、それは満員だとか、あるいはお金がなければ入れないのでは、絵にかいたもちでございます。圏域で新設を認めないというのは、全くお年寄りの暮らしの実情を無視しているとしか言えません。お金がなくとも制度からはじき出されることなく、安心した老後を送らせるのが、自治体の責務であります。この県のゴールドプランとやらを訂正させ、生活支援ハウス建設を強く県に要求をしてください。

引き続きまして、保健医療課関係の介護予防対策の充実について伺います。

寝たきりにして平均寿命を延ばすよりも、健康寿命を延ばしてこそ医療費も、そして介護費用も削減できます。何といたっても、当のお年寄りの幸せです。全国的に見ても保健師さんの訪問指導の回数の多い市町村ほど病気のお年寄りが少ないという調査結果が出ております。訪問指導が他の市町村と比べた場合、平成十四年ですが、別府は六十九回、大分五千五百九十三回、日田二千百三十二回と、けた違いに別府は少ないのです。現在、十一人の保健師さんで別府市をカバーするのは、それはどんなに熱意があっても無理な話です。市民五千人に保健師一人くらいで高齢者の健康状態、保健師さんが手のひらに乗せることができるということがあります。別府市だと、その計算でいきますと二十四人くらいの保健師になります。毎年保健師をふやしてありますけれども、介護利用はふえるし、また介護サービスを利用した人の介護度が下がった例が余り見られないということ、さらに高齢者がふえていくということからも、保健師増員のピッチを上げて効果的な介護予防、病気予防をするべきではないでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

ここ数年来、保健師と栄養士につきましては、人事担当課より採用をいただいております。現在、先ほども議員さんより質問がございましたが、十一人でございますが、今後も引き続き人事担当課へ適正人員配置を要求し、目的に沿ってお願いしてまいりたい、このように思っております。

○十四番（野田紀子君） 次に、老人保健法で国の補助事業の機能訓練A型というのが、医療を終えて病院から帰った人ですね、B型、閉じこもりを防ぎ日常動作の維持回復というのがありますけれども、これが別杵速見圏域では、十九年にA型を一カ所という予定に

なっておりますが、これでは機能訓練には間に合わないと思います。介護保険策定委員会でも委員さんから、老人保健法での機能訓練 A・B 型をと熱心な要望が出ておりました。保健師の仕事として機能訓練、取り組んではいかがでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

老人保健事業で定められております機能訓練実施要領に近いものとして、健康教室を老人会や自治会、あるいは地元に出向いて開催し、「寝たきり防いで豊かな老後」とか「転倒予防について」、「寝たきり防止の運動」などのテーマで講和や体操、あるいはゲームなどを行い実施いたしております。

なお、平成十五年度は、十会場で二百二十九人が受講しております。

○十四番（野田紀子君） 新別府に脳卒中で入院した方が、農協リハに行きまして二カ月、自宅に帰されてリハビリテーションができなくなったというのです。病院から帰った人をどうするか、閉じこもる高齢者をどうするか、やはり真剣に考えるときだと思います。市が、在宅支援センターとかを当てにするのではなくて、何とかしなければと考えなければ市民の暮らしは守れないのではないのでしょうか。大分市保健所は、この立場で機能訓練 A 型を三カ所、B 型を三十三カ所を実施をする予定になっております。別府もぜひ保健師さんをふやしてこの実施を大分のように三十三カ所、あるいは三カ所、実施されるように強く要求をして、終わります。

次に、スポーツ振興関係です。

スポーツ振興課では、介護予防・健康維持の対策の実施、どのようにしておられますでしょうか。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

スポーツ振興課では、介護予防対策に関連のある事業としては、中高年齢者向けの健康教室「元気もりもりクラブ」を健康づくり、仲間づくりを目的に十五年度から実施しております。昨年十一月から今月まで十日間にわたり開校し、百三十三名の参加者が、毎月第二・第四火曜日・金曜日の午前、午後に分かれ、べっぷアリーナで各種体操やレクリエーションスポーツを中心に楽しく体を動かしています。来年度も二期生を募集し、継続する予定でございます。

○十四番（野田紀子君） お年寄りとは、とにかく遠くまで出かけるというのが大変だし億劫でございます。立派な設備のアリーナで健康教室をされるのも大変結構なのですけれども、気軽に出かけられる地区公民館と申しますか、地区体育館で実施をする予定はありますか。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

べっぷアリーナだけでなく地区体育館での開催については、その必要性を認識しているところでございます。今後、開催に向けて検討してまいりたいと考えております。

○十四番（野田紀子君） スポーツ振興課でもしっかり介護予防といいますが、高齢者の健康維持のために頑張って対策をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。引き続きまして、高齢者福祉課関係のことで質問をさせていただきます。

今後、高齢者の増加に伴って介護予防の点から高齢者の健康づくり、どのように考えておられるのか。特に「湯けむり健康教室」を実施するということによって高齢者の健康を保持・増進し、今後の保健医療及び介護保険料の抑制につながるということで始められるということですが、この「湯けむり健康教室」については、議会が始まりまして、大体論議がございました。私、聞いておりますと、体育会系の教室のようではありましたが、健康の源は何といっても口から食べることです。栄養指導とかお年寄りの食事の実態等調査、あるいは大学生の勉強や老年医学の研究として、私が聞くところによりますと、別府大学の担当教授は、「大変期待している」と言っておりました。

聞くところによりますと、この教室の最初に全員の栄養状態の聞き取り調査をする。毎月一回十人ずつ百八十分かけ栄養状態のアドバイス、摂取の状況などを聞くということです。そして、この実施に当たっては、別府大学の大学生三年生を実習生として勉強をさせる。それは、高齢者の栄養について大学生がじかにお年寄りにふれて、その体験もできるということで教育的にも非常にこの「湯けむり健康教室」には大学としても期待をしているということでした。

学園都市としての別府の名を高からしめるように、高齢者福祉課においては大学のこの教室の進め方、十分な協議をされるよう要望をして、この件を終わりたいと思います。

引き続きまして、百円バスについてお伺いします。

別府は坂道です。どこへ行くにも上るか下るかしかありません。これが年をとると、町内を歩くにも大変難儀なことになります。車の運転ができる間はまあいいのですが、免許もいつかは返さなくてはなりません。移動するにはとなりますと、公共交通機関だけが頼りでございます。高齢者が百円でバス利用ができるという制度はできないでしょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

百円バスにつきましては、大都市で行っているわけですが、大都市においては、バス事業者の理解の上で成り立っているものと考えております。別府市に導入する際には、別府市の交通体系として総合的かつ慎重に対応を検討する必要があると考えております。

また、大分市――新聞等でございますが――平成十六年度より「ワンコインバス」制度を導入するというところでございますが、そのことも踏まえて他市の情報収集等を図りながら考えて検討したいというふうに考えております。

○十四番（野田紀子君） この四月から、七十歳以上なら百円でバスに乗る事業、「高齢者ワンコインバス助成事業」、路線バスのない地域には「コミュニティータクシー運行事

業」として大分市で実施される予定と聞いております。この別府の田の湯から新別府病院に友達の見舞いに行くのに、片道二百七十円で、往復のバス代では見舞いにもろくろく行けないとお年寄りの話を聞きました。お年寄りには、大体ひざを悪くして、また新別府病院で手術をするという方が多いので、見舞いに行きたいという方もまたおります。帰りは下りだからいいわと歩いたら、下りはひざに大変こたえて困ったというのです。年金暮らしであっても、人並みの友達づき合いをするための移動にはバスは欠かせません。これが気軽に出かけられないと引きこもり、また介護にもなりやすいのです。公共交通機関をお年寄りが利用しやすいようにぜひしていただきたいと思っております。

私は商工会にもお話に行きましたら、そういうことをしてもらえれば、まちづくりのためにも大変助かる。お年寄りがまちに出てきて買い物をしてくれると、東京に何か地藏さん、お年寄りの何と申しましたか、ありますですね、お年寄りのまちが、ああいうことができるのではないかと、商工会でも夢を語っておられました。バス会社の方も、これは大変いい考えだ、お客さんがふえるということで喜んでおりますし、老人会の方にお伺いしましたら、百円バスの申し入れをされたとか、これからするとかいうお話でございます。市として、バス会社との話し合いのテーブルというのにまず着かれてはいかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） 貴重な意見を、ありがとうございます。その件につきましては、総合的に私ども高齢者サービス、いろいろ財政面もありますので、そういった面を今後検討していきたいというふうに考えております。

○三番（市原隆生君） 一般質問三日目の三番目、三番議員がさせていただきます。よろしく願います。

私は質問通告の順序に従って質問をさせていただきますけれども、教育行政についてということで、この問題、子供の安全を確保ということで、三月議会におきまして多くの質問がなされております。また、きょうも朝一番で麻生議員の方から関連の質問がありましたけれども、私は、少々細かく質問をさせていただきたいな、このように思っております。わかりやすい答弁を、よろしく願います。

最初に、ちょっと新聞を読ませていただきます。「学校内や通学路で子供が襲われる事件が、全国で相次いでいる。昨年十二月、京都・宇治小学校に男が乱入し、刃物で男児二人に傷を負わせる事件が発生、二〇〇一年に起きた大阪・池田小学校の悪夢を想起される。その後も子供をねらった犯罪が後を絶たず、東京・八王子市では、帰宅途中の小・中学生が車に連れ込まれそうになったり、首を締められたりする事件などが、先月から今月にかけて十七件も発生、二月七日には千葉・酒々井町で、男子中学生が不審な男にカッターナイフで襲われ、二十三日には埼玉・川越市で、下校中の小学六年生の女児がオートバイに乗った二人組の男に髪や服を切られる事件が起きた。二〇〇二年警察庁の調べによると、全国の学校」――これは小・中・高のほか大学、専門学校、養護学校、幼稚園などを含む

ところでありまして、――「この学校内で発生した事件は、過去最高の四万四千八百八十六件。その内訳を見ると、殺人など凶悪事件が九十六件、外部の者による侵入事件が二千八百八十六件もあり、凶悪事件は一九九六年から倍増していた」というような背景があります。

文部科学省の方で「学校安全への留意事項」ということで緊急アピールがありました。その内容は、学校による取り組みとしまして、実効ある学校マニュアルの作成、学校安全に関する校内体制の整備、教職員の危機管理意識の向上、訪問等の適切な管理、防犯関連設備の実効性ある運用、子供の防犯教育の充実、日常的な取り組み態勢の明確化、学校設置者による取り組みとして、設置する学校の安全点検の日常化、教職員に対する研修の実施、地域社会からの協力ということで、学校安全への協力者の組織化、不審者情報等を地域で共有できるネットワーク構築、子供一〇番の家の一層の協力、安全・安心な子供の居場所づくり――この項目は、後ほど違った観点からの御質問をさせていただきます――関係機関等からの協力、学校との一層の連帯というふうにあります。

最初に、別府市内の学校で実効性のあるマニュアルを作成しているのかどうか、この点を伺いたいと思いますので、御答弁をよろしくお願いします。

○学校教育課長（利光弘文君） お答え致します。

議員御指摘の学校独自の危機管理マニュアルでございますが、市内の各学校では、それぞれ学校の実情に合ったマニュアルを作成し、緊急の場合の対処の仕方を研修等で共通理解したり、それに基づく避難訓練を実施し、警察署、消防署など関係機関の協力と指導を受けながら、より実効性の高いものに行っているところでございます。

○三番（市原隆生君） 次に、各学校は、学校安全に関する校内体制づくり、これはどのように取り組んでいるのか、お願いします。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

安全指導と安全管理を維持するための学校運営組織につきましては、交通安全、生活安全、災害安全の面から、全教職員がそれぞれの仕事を分担し、横の連絡をとりながら学校安全に努めておるところでございます。

また、教職員は、安全に対して共通意識を持って組織的に活動し、安全に関する情報や話題を共有し、迅速に対応できる協力態勢がとれるように努めているところでございます。

また、当然のことではありますが、家庭、PTA、地域の方々との連携・協力態勢もとっているところでございます。

○三番（市原隆生君） では続きまして、教職員の危機管理意識の向上を図るため、これはどのような取り組みがなされているのか、教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

学校は、校長を先頭に常に子供の安全を第一に考え、日常の安全点検はもとより、月一

回の安全点検日を設定し、施錠やインターホンの不備がないか、また遊具等施設に不備がないかなどの点検を実施し、いろいろな災害から子供を守る努力をしております。

また、全国で起きたいろいろな事件・事故につきましては、県や市の教育委員会からの通知文、また新聞記事等をもとにして研修を行い、各機関が実施する研修会へ積極的に参加したり、危機管理意識の高揚に心がけているところでございます。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。ただいま御答弁をいただいた中で、研修会でいろいろな新聞、全国で起きた事件等の記事の切り抜き、またそういったものを参考に研修会等で使用されているというのを聞きましたけれども、これは実際徹底されているのでしょうか、そこら辺のことをお聞きします。

というのは、実は御存じの方もあるかと思えますけれども、二月の中旬に上人小学校付近、校区でカッターナイフを持った男が二度ばかり目撃されて、生徒が逃げ帰ったというような事件がありました。教職員また保護者の緊急の総会が開かれましたけれども、その中で警察の方から、こういった専門の方の意見ということで言っていたのですけれども、こういったことというのは、なかなか個々の例が違うので、これといったマニュアルはないのですというようなお話から、究極は、登校・下校のときに保護者がついてくれれば一番いいのですなんて、専門家の意見とは思えないような意見を、意見といたしますか、言っておりました。そんなことは当たり前、わかり切っていることなのですけれども、それができないから、そういった子供が危険な目に遭って、それを何とかしたいということでそういった集会を開いて対策を検討しているわけでありましてけれども、全く保護者の思いがわかってないような見当違いの意見を言っておりましたけれども、そういったことが実際に教職員の先生方で検討が本当になされているのかどうか、いかがでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

そういう市内を問わず市外また県外でそういう事件・事故がございましたときには、教育委員会としましては、各学校にまず文書で通知をいたします。注意・喚起を呼びかける、そしてその中できちんと、例えば学校の、先だってサッカーゴールが倒れてお子さんが亡くなる事故がありました。そういうときには、早急にとめているかどうかということを確認の指示をいたしましたし、何かあれば学校の中で子供の安全を考えて対応できるようにしておりますが、また、では完全にそれが十分であるかというふうに問われれば、まだまだ意識を変えないといけない部分もあろうかと思えます。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。私がちょっと言いたかったのは、先ほど話しました教職員また保護者の緊急総会の中で、せっかく警察の方が来ていただいた中で、そこに集ったお父さん、お母さんの思いとしては、例えば上人校区のような同じ規模のところ、よそで似たような、カッターナイフとかは別にしまして似たような事件があった、そして学校以下保護者、また地域を含めて、こういう取り組みをして実効が上がっている

というようなことがあれば紹介をしていただきながら、そういった取り組みが検討されたのではないかなというふうに思いました。

今、課長さんが言われましたけれども、そういった全国の事例を参考にしながらというふうに言われましたけれども、そういったものを事件が、今のところ未然に防がれているわけですが、そういった緊急総会等あった場合に、こういったところでこういう取り組みをされたらこういった効果があって、ちょっとおさまっている、実効が上がっているというような例を、そういった研修会、また教職員の方の中で学び合いながら、何かあったときにこういうことをやったら効果があるのですよというような提言が、先生方の中からしていただけるように、警察の方に来ていただいてわけのわからないお答えをいただくよりも、そっちの方がよっぽどいいのではないかなというふうに思いましたもので、この点を改めてお願いをしておきたいというふうに思います。

続きまして、学校の門扉等はどのように管理されているか、教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

市内の学校は、建物といいますか、敷地の構造上、外部からすべて侵入を防ぐということができない現状であります。そこで、子供たちが登校後、施錠可能な場所は施錠したり、管理職が見回りを実施したりしているところでございます。門扉がきちっと――正面の門扉ですが――整っている学校は、小学校で三校、中学校三校というふうに把握をしております。（発言する者あり）

先ほど申しましたように、学校は敷地が非常に広くて出入り口が多いために、すべて門扉で閉じることは大変難しいことだと思っております。門扉のない学校につきましてはどうするか、またそれは今後関係課と話していきたいと思っておりますが、一方では「開かれた学校」という部分もありますし、もう一方では侵入を防ぐということで、非常に難しい面もありますが、また検討させていただきたいと思っております。

○三番（市原隆生君） 門扉は本当に、今、後藤議員の方からも声が上がりましたけれども、大変難しい問題だなというふうに私も思っております。あって、全部閉じればいいというものでもありませんし、ないところが多いわけでありまして、そういった中でどういうふうに、本当に不審者、何かこう、事件を起こしてやろうという意図を持って侵入してくる者に対してどう対応できるかというのは、本当に難しいテーマだというふうに思います。これも真剣な討議を、そして実効の上がる対応をお願いしたいなというふうに思います。

また、次の質問に移りますけれども、学校は、防犯関連設備が十分されているとお考えかどうか。また、子供たちに身の危険が生じたときに大変有効だとされております防犯ブザーを配布してはどうか。私はこの提言、九月の議会でもさせていただいたかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後零時 零分 休憩

午後一時 三分 再開

○副議長（野口哲男君） 再開いたします。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

学校の防犯関連設備についてでございますが、現在、出入り口に「立入禁止」の立て看板、教室棟にはインターホンの設置、来校者にはつり下げ式名札を着用していただいておりますが、登下校時の安全も含めまして、これで十分とは言えないというふうに思っております。

防犯ブザーにつきましては、十一番議員さんからも、ランドセルにつける防犯ブザーについてのお話ございました。先日、三番議員さんがわざわざ私のところにお越しいただきまして、防犯ブザーの実物を見せていただきました。大変大きな音が出まして、万が一のときには非常に効果があるのではないかというふうに感じたところであります。全幼児・児童・生徒に配布するとなりますと、全体で一万名おりますので、かなりの経費もかかります。そこで、年次計画等で幼稚園児や低学年の児童に配布するなど、具体的な方法で対応できるかどうか、検討していきたいと思っております。

○三番（市原隆生君） 年次計画ということでお答えをいただきまして、前回九月の一般質問でお答えいただいたときよりも大分前に進んだ御答弁だったかなというふうに思います。ただ、この防犯ブザーというのは、別府市の幼稚園以上、中学生までが一応対象だというふうに今お答えをいただきましたけれども、全員が持っているということが、これが大きな抑止力になるというふうに思っております。一般質問初日の松川議員の質問から教訓をいただきまして、お金のことなら杉田次長に聞けということでありましたので、この辺の費用の面はいかがなものでしょうか。お答えいただけますでしょうか。

○教育委員会次長（杉田 浩君） 今申しましたように、一遍に全員となるとちょっと多額な費用がかかりますので、そういう答弁をしましたように、年次計画でちょっと検討してみたいと思っておりますので、よろしく願います。（「新学期に間に合うのか」と呼ぶ者あり）

○三番（市原隆生君） できるだけ早く、全員が持てるような対策をお願いしたいと思います。

それから、今、課長の方から紹介いただきましたけれども、実はこれが、百円ショップで売っている防犯ブザーであります。副議長、これ音をちょっと鳴らしてみてもいいでしょうか。

○副議長（野口哲男君） では、マイクをおろして。

○三番（市原隆生君） はい。百円でもこれだけの音が、大音量がします。（音を出す）

それで、当然これはレバーを引きますと、ずっと鳴り続けるわけですね。今、試しで鳴るボタンを押して鳴らしましたけれども、当然ひもを引きますと、スイッチが外れるとずっと延々と鳴り続けるわけであります。

私も、先ほど紹介しました上人校区の事件が発生しましてすぐに、たまたま百円ショップで見つけてまして、子供に持たせましてランドセルにつけました。子供が帰って申し立てがありましたけれども、それまでこういった防犯関係の品物を全然見なかったけれども、自分がつけていって一週間ぐらいの間にそういった防犯ブザーをランドセルにつけてきた子供が三、四人になったよと。それから、防犯のホイッスルですかね、首からぶら下げていて、何かのときに大きな音が出るホイッスルを持ってきている子もいるというふうに聞きました。やはりそういった防犯の意識を、それぞれが高めていくということが大変重要なことではないかなというふうに思います。その辺で行政の方で対応できることがありましたら、段階的にという、お金のこともありますから、（「そういうことは早急にやらなければ」と呼ぶ者あり）お金のこともあるのですけれども、早急に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

続きまして、子供への防犯教育、これに関しては十分に行われているのでしょうか、お答えください。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

現在、不審者等の侵入に対しましての防犯教育は、避難訓練前後に集中して実施しております。また、事件・事故があればその都度臨時校長会を開いて連絡をとり、そのことを周知して各学校・各学級で登下校時の安全指導等、また校内の指導等を行っております。また、保護者や地域の自治会等への登下校時の声かけやあいさつ等をお願いして、不審者等の情報収集や連絡をお願いしております。

十分であるかと問われますと、まだ不十分な点があると思いますので、各学校では危険な事柄を想定した具体的な指導を繰り返し行うように働きかけをしていきたいと思っております。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。今、具体的な事例を挙げて取り組みをというふうに言っていたいただきましたけれども、実はこういった例があります。これは東京の杉並区なのですけれども、昨年十一月、下校途中の小学六年の女兒三人が、外国人らしき男たちに連れ去られそうになる事件が発生。女兒らは、持っていた防犯ブザーを鳴らし、傘で応戦するなどして撃退し、大事に至らずに済んだ。これは、本当にこういった訓練がされていたかどうか、ここに書かれてないのですけれども、こういう事例がありましたら、こういうこともできるのだと、持っているもので応戦し、また当然ここにも防犯ブザーの重要性が書かれているわけなのですけれども、こういう本当に実戦に、実戦といったらあれのですけれども、本当に実際役に立つ内容の指導をしていただけたらいいのではないかな

というふうに思いました。

続きまして、日常的な取り組み態勢を明確になされているかどうか、お聞きします。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

危機管理マニュアルをもとに日常的な役割等を常に確認しておりますが、常に危機意識を持って万が一の場合の対応に備えていくようにいたしたいと思っております。

○三番（市原隆生君） 日常的なこととって、先ほども御紹介しました上人小学校の出来事で、教職員と保護者の対話が持たれました。そのときに、今すぐできることはやっていこうということで三つ項目が上げられまして、第一点に、それまで別府市全市に配布、また張られておりました子供連絡所ですか、張られている家庭が実際に有効機能しているのかどうか、これをもう一回点検しようという動きがありました。中にはやはり三年、前回見直しの検討をされて三年たったというふうにお聞きしましたけれども、三年の間に引越された御家庭もありますし、もう年がいったからちょっと対応できんわというような御家庭もあるというふうにお聞きしました。そういった子供が危ない目に遭ったとき飛び込んできたらすぐに対応してほしいというような働きかけをもう一回やっていこうと。張ってある家でもどこがそういった対応をしてくれるのか、また対応してくれるという思いであっても、ステッカーがなかなか目につかないような状態になっているというところもあるというふうに言われておりました。そういったところの見直しをするということが、まず一点。それから、そのときに警察の方が言われていたのですけれども、子供がやはり幾ら学校で、何かあったらこういうステッカーを張ってあるところに飛び込んでいきなさいよという指導をしても、とっさの場合になかなかそこに入っていくかすよということを言っておりました。そういった観点から、その校区にある商店、お店にお願いして、いつも店があいておりますので、そこにとっさの場合に駆け込めるように、PTAの方、また職員の方でそこにそういったお願いをしていこうと。それから、A4判でありましたけれども、防犯のポスターを生徒のいる家に全部張っていこうと。それから、そういったことを通して防犯意識が高まっているのだということアピールしようというふうに、その三つがまずそこで確認したされたわけであります。

やはり以前からずっと張ってあります子供連絡所のステッカーでありますけれども、あれもずっと張っていますと、張った当時は、別府全市的に防犯の意識が盛り上がっているなというふうな気概というものが感じられたのですけれども、やはり何年かたってちょっと古くなって見えづらくなってきたりすると、防犯の意識というものが薄れてくる。また、今回ポスターを新たに張ったわけですけれども、そういったことによってまた防犯の意識が高まっている。こういう動きが出ることによって防犯の意識が高まっていくのではないかな、このように思います。本当に今、上人校区内を歩きますと、至るところに防犯のポスター、A4判でありますけれども、張ってあります。本当にこれは今回張ったからもう

大丈夫ということではなくて、何カ月かたったらまた張りかえる。そういう動きが見えるところにやはり防犯の大きな抑止力が働いてくるのではないかな、このように思いました。

そこで、今度は設置者であります教育委員会で、学校の安全点検を日常的にしているのかどうかということをお尋ねします。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

教育委員会が学校に直接出向いての日常的な安全点検というものは、実施しておりません。基本的には、学校独自による月一回の校内の安全点検、年度当初、また必要に応じたときの通学路の安全点検の実施、地域の方々の協力による校区内の安全点検、さらには警察の方の協力によるパトロール等の実施を行っているところであります。

○三番（市原隆生君） では次に、市教育委員会主催による教職員に対する研修等はどのように実施されているか、教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） 市独自での研修会は実施しておりませんが、校長会での指導、また十一月に県主催の防犯教室講習会というのがございますが、それに積極的に参加したり、文部科学省主催で二月に東京で開催されました学校安全推進フォーラムに校長会の安全担当の校長に参加していただいたりしているところであります。そのことをまた持って帰って、広く遡流しているところであります。

さらに、文部科学省が発刊している「学校の安全管理に関する取り組み事例集」等を利用して研修を充実しているところであります。

○三番（市原隆生君） 市独自での取り組みは実施してないということでありましたけれども、やはりそういった校長会等の研修に出られた方の研修内容の校内の徹底ということをお願ひしておきたいというふうに思います。

続きまして、次は地域社会からの協力ということで、学校安全への協力者の組織化ということについて取り組みをお願いします。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

学校安全への協力者という明確な組織はありませんが、各小学校区ごとに青少年センター補導員の方々が、非行防止及び環境浄化活動を目的とした補導活動を行っております。その中で危険箇所及び気になる情報については、学校、警察、青少年センターにその情報が入ってくるようになっております。

○三番（市原隆生君） では、続きまして、不審者情報等地域で共有できるネットワークの構築、この件に関して御答弁ください。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

現時点では、不審者が出没した場合、直接警察に通報し、別府警察署また各交番が対応する場合とある程度緊急を要しない場合は、学校教育課が青少年センターに連絡が入り、近隣学校を初め交番、別府警察署生活安全課へ安全対策をお願いしております。

また、各交番ごとに犯罪の未然防止や青少年の健全育成を目的とした地域ネットワークが存在し、各地域の関係団体と協力して取り組んでいます。ただ、登下校中の児童・生徒等の安全確保だけを目的としているわけではありません。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。

最後の項目であります子供一〇番の家の一層の協力が得られるかどうかということでもありますけれども、先ほど来申し上げました子供連絡所の現状と、それから今後の課題というものが、今回の上人校区の事件をきっかけに見えてきたのではないかなというふうに思います。これは今、上人校区でこのような一つの騒ぎになっているわけですが、全市的な、こういうことがどこで起きても不思議でないわけでもあります。この子供一〇番、子供連絡所の現状についても、どこも同じような状況ではないかなというふうに思いますし、早急な見直しと、それから新たな動きが出るような対応をお願いしていきたいというふうに思います。やはり防犯の意識というのは、張っておいたらそれでおしまいとか、今回、安全パトロールということで、私ども公明党の岩男議員からもこの議会で提言がありましたけれども、やはりそういった動きをやっているということが、そういった防犯につながるというふうに思いますので、この点の見直しをまたよろしくお願ひしたいと、思いますけれども、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

子供連絡所を含め、今後子供の安全を守るため関係機関と十分協議をし、連絡をとりながら取り組んでいきたいと考えております。

○三番（市原隆生君） よろしくお願ひします。本当に何かがあってからでは遅いというふうに思いますので、十分な対応を検討していただき、また実効ある取り組みをお願いしたいと、思います。

また、これは教育委員会だけの問題ではありませんで、やはり全市的な取り組みが私は大事だというふうに思いますけれども、市長の方から何かこういった件について御意見がありましたら、お願ひしたいと、思います。

○生活環境部長（高橋 徹君） お答えいたします。

地域の防犯という観点から考えますと、現在、各地域ごとに防犯パトロール隊とか編成を行っていただいておりますので、そういう地域活動とあわせて、警察それから市とも相まって努力してまいりたいと、思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

安全活動につきましては、今、議員御指摘のとおり学校サイドだけ、教育委員会サイドだけの問題ではないというふうに考えておまして、今、部長から答弁がありましたように、地域、さらにはいろんな地域では子供のための安全ということでパトロール隊を結成していただいております。そういう意味で地域を挙げて、官民一体となって子供たちの安

全を守っていくという気持ちでございます。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。将来を託せる人材を育てるためでありますので、しっかりとした安全対策の取り組みをよろしく願いをいたしまして、次の項目に移らせていただきます。

続きまして、児童・生徒の居場所づくりということで質問をさせていただきます。

私は議員になりましたときに、どんなことができるのかなということを考えましたときに、以前平成七年、八年ころだったかと思えますけれども、テレビを見ておりまして、大変印象に残る番組がありました。それは、中高生の居場所づくりということで取り組んだある施設のことなのですけれども、これは実は東京の杉並区にできました「ゆう杉並」という施設のことでしょうと、関係者というか、御存じの方にそういうことを言いましたら、答えていただきましたけれども、そこは、本当に中高生、放課後クラブ活動をしている生徒は、授業が終わった後もやることがあるわけですが、そういった生徒も数にしてみれば、割合にしてみればそう高い割合ではないというふうに承知しております。授業が終わった後に行き場所のない生徒がどういうことをして過ごしているのか。よく皆さんも目にされることがあるかと思うのですけれども、コンビニの外でしゃがみ込んでジュース飲んだりパンをかじったりという姿をよく見かける方もあるかというふうに思います。やはり学校が終わった後に家に帰ってもつまらない。何かすることがないか、また、することが見つからなくてそういったところに行って時間をつぶしているというような状況ではないかなというふうに思います。そういった中高生が、自分の新しい可能性を発見するためにそういった施設、また居場所といいますか、そういったものを提供してあげたらどんなに素晴らしいことだろうなというふうに思っておりました。

去年四月に議員に当選させていただきまして、自分がやはりこの別府市で取り組む一つの方向として、これは実現していこうというふうに思っておりました。ことしになって行政視察で、そういった施設を二件ほど見学してまいりました。

一件は千葉県佐倉市の施設なのですけれども、ここでお聞きしましたところ、その施設を開所しようとしたきっかけというのは、やはり私と同じような発想であったというふうにお聞きしました。やはりコンビニの外で飲み食いしている生徒を見て何かしないといけないなという発想からここをオープンさせることができましたというようなことを言っておりました。

また、東京・調布市の施設では、本当に中高生が自分の進路をこれから決定づけていけるような、自由に集ってくれる中から自分の将来の道を見つけられるような取り組みをしております。そこは、自由な工房といいますか、ただの部屋なのですけれども、そこに専門的な機械が何点か置いてあります。例えば革細工とか金属加工とか、そこに来る講師の方は、専門的にその道では成功している、趣味でやっている方とは違うそういった専門的

な知識を持った人がそこに来て指導している。そこで、これは自分の自由の意思で決められるわけですがけれども、中高生がそういった革細工をやってみたい、また金属加工をやってみたい、将来おもしろそうだからこういう道に進んでみたいと思ったときには、専門的にその人について学んでいけば、そういった職業への道が開かれていくというような施設にしておりました。箱物をつくって、そこで何か押しつけて、こういう授業をしてあげたら喜ぶのではないだろうかとか、こういう催しを持ったらおもしろいのではないだろうかということではなくて、中高生の自由な発想から、その箱物を生かしてどういうことをしたいのかということ、また考えてもらいながら自分たちで学んでいってもらう、このような施設を見て、新しい発想ですばらしいなというふうに思いました。なかなか今までそういう、何か箱物がありますと、中で何をではやるのか、何を教えてあげられるのか、そういう発想がすぐに浮かんでくるわけですがけれども、そういったものが全くない施設で、本当に私も目からうろこが落ちるような体験をしてまいりました。

今度、国の方で来年度から、四月から三年間の取り組みで四千カ所にそういった子供、児童・生徒の居場所づくりに取り組むという方向が打ち出されましたけれども、これは後者の方といたしますか、そういった箱物をつくった上にどういった教育内容を盛り込んでいくかというようなものであるかというふうに認識しております。この質問をするに当たって、課長さんたちといろいろやり取りをさせていただいたのですけれども、私も初めてのそういう経験でありましたし、聞かれる課長さんにしても、なかなかこういうのはちょっとよく……、初めてですねというお答えでありましたけれども、この居場所づくり、来年度から始まります居場所づくり、箱物をつくり、またその中に教育を盛り込んでいくというような内容の準備というものがされておりましたら、紹介をしてください。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

子供の居場所づくりということで、文部科学省が平成十六年度から三カ年計画で地域子供教室活動推進事業を実施する予定にしております。この事業は、先ほど議員さんが言われましたように、子供たちが安全・安心の環境の中で遊んだり勉強に励めるよう、放課後や週末などの一定時間、学校の校庭や教室を子供の居場所として開放しようというのですが、現在、この事業を活用するために準備を行い、十六年度にやっていきたい、そのように考えております。

○三番（市原隆生君） 簡潔にお答えいただきまして、ありがとうございます。来年度からそういった取り組みをされるわけですがけれども、なかなか教育内容ですね、箱物の中にそういった教育内容、大人が考えた内容を用意して、選んでもらいますよということではあると思うのですがけれども、やはり子供の発想から生まれたものの取り組みといたしますか、これは生涯教育課、教育委員会だけに申し上げてはなかなか理解していただけないといたしますか、取り組みとしてはいろんな担当課といたしますか、絡んでいるものだというふうに

思います。例えば先ほど言いました調布市の施設なのですけれども、ここは担当課がいろいろ縦割り行政でなかなか、こっちがここまでしか手が出せないとか、この課はここまでという煩わしいものがありましたので、そこはその施設をつくる時に新しい課をつくって対応したということでありました。教育委員会、また市長部局で言いましたら児童家庭課の要素もありますし、いろんな課が絡んでいる要素がありますので、なかなか教育委員会の方だけにお答えいただくのは難しい内容だというふうに思っております。ただ、これからの取り組みとして本当に自由な形で中高生の発想でどういったことをやりたい、そのために、これもお金がかかることでもありますけれども、その希望に対して対応できますよというような体制を将来的につくっていただけたらな、このような思いで今回質問に上げさせていただきました。

これは調布市の施設でありましたけれども、高校生が、普通ちょっと口もきかないような高校生が、そこに通ってきてもらう中であいさつもするようになったし、その職員だけではなくてほかの大人に会っても明るく伸び伸びと対応してくれる。私なんかが見学に行ったときにたまたまおられたのですけれども、風貌から見ると全く受け付けしてもらえないのではないかなというような風貌でありましたけれども、行ってお話をすると全然そんなことがなくて、見た目と実際とでは全然違うなという印象を受けました。なかなか難しい取り組みだと思いますけれども、これからの課題としてお考えをいただけたらというふうに思いまして、今回提案のような形になりますけれども、取り組みを考え始めていただきたいなというふうに思います。課長、どうでしょうか、この辺。ありませんか。

○生涯学習課長（入田勝人君） ただいまの提言を十分勉強させていただいて取り組んでいきたい、そのように思います。

○三番（市原隆生君） よろしく申し上げます。

では、次の質問に移らせていただきます。

住宅行政ということで、昨年、別府市も留学生特区ということが認められまして、いよいよ実際に市営住宅の方に留学生の方が入居してこられるということをお聞きしまして、今回の特区が認定されまして、留学生の方が入居するということのスケジュールはどのようになっていますか、教えてください。

○建築住宅課参事（石井和昭君） お答えいたします。

平成十五年十一月二十八日に、留学生特区が認定されました。本年二月二十六日に留学生を入居させるための要綱を制定しております。留学生用住宅につきましては、亀川住宅の四階の二十戸を予定しておるところです。現在、そのうちの二戸につきましては整備が終わっておりますので、四月に入居できますよう準備を行っているところであります。残りの十八戸につきましては、十六年度予算で七月ごろまでに整備を終わらせ、九月をめどに貸し出したいというふうに考えております。

○三番（市原隆生君） 要綱があるということでありまして、どのような内容になっておりますでしょうか。教えてください。

○建築住宅課参事（石井和昭君） お答えいたします。

入居の資格につきましては、市内の大学、大学院及び短期大学に在籍する留学生が対象となります。募集方法及び入居の決定に関しましては、各大学で募集の受け付けを行っていただきます。入居希望者が多数の場合には、各大学の関係者立ち会いのもと抽選により入居を決定することとなります。入居が決定しました留学生につきましては、申請書及び大学の推薦書を添付していただき本申請をすることとなります。

○三番（市原隆生君） 留学生の方に使用していただくということで、今まで入居されている方にしてみれば、ちょっと特別な感じがするわけですが、家賃とか敷金、また保証人等はどのようになっていますか。教えてください。

○建築住宅課参事（石井和昭君） お答えいたします。

まず、家賃につきましては、別府市使用料の徴収に関する条例によりまして、行政財産としての建物の目的外使用の規定によりまして一平米につき一カ月三百円に部屋ごとの面積を掛けて家賃を設定いたします。部屋の面積につきましては、各部屋ごとに広さが異なっておりますが、おおむね三十九平米程度ですので、家賃は一万一千七百元程度になるかと思っております。

次に、敷金につきましては、経済的な負担はあろうかと思っておりますが、一般の入居者につきましても、また民間住宅に入居している留学生につきましても、敷金は必要となっております。一般の入居者の方、他の留学生と不公平にならないためにも、また万一滞納が生じたときのトラブルを最小限に抑えるためにも、資金三カ月分約三万五千元程度の負担をお願いしたいというふうに考えております。ただ、この敷金につきましては、滞納がない場合は御本人に返すようになります。

最後に、連帯保証人に関しましては、各大学の関係者が保証人になっていただけることで了解をいただいております。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。そこで、ちょっとお聞きしたいのですが、家賃が今一万一千七百元、敷金が三万五千元。これは留学生の方で支払っていいですか、家賃が高い、日本は大体家賃が高いというふうに言われるわけなのですが、この辺の家賃はちゃんと支払っていただけるぐらいの方に入居していただくようになるのですね、ちょっとお聞きしたいのですけれども、いいでしょうか。

○建築住宅課参事（石井和昭君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃるとおり、月々一万一千七百元程度になるかと思っておりますが、民間住宅についてはかなり高い金額を支払っていただいておりますので、当然支払っていただけるものというふうに考えております。

○三番（市原隆生君） わかりました。

そこで、住宅の間取りと、一部屋に何人入居できるのかということをお聞きします。よく留学生の方が住んでいるところ、一人の方が借りると、知らない間に多いところは六人ぐらいということを知ったことがあります。六人ぐらいの方が日常的に出入りをして、気がついたら、そういう人たちがみんな住み込んでいたという話も時々聞きます。その辺のことはどういうふうになっておりますでしょうか。

○建築住宅課参事（石井和昭君） お答えいたします。

まず、住宅の間取りにつきましては、六畳、四畳半、三畳もしくは二畳と台所というふうになっております。

次に、一部屋に何人入居させるかとの御質問ですが、二月二十六日に要綱を制定しております。その要綱の中で一部屋につき二名以内というふうに規定をしております。入居できる方は一名もしくは二名で入居するようになります。

○三番（市原隆生君） そうしますと、そのような住宅をことしの秋までに二十軒というふうに御答弁を今いただきましたけれども、このような住宅を今後ふやす計画がございますでしょうか。

○建築住宅課参事（石井和昭君） お答えいたします。

まず、平成十五年度におきます一般の入居者の募集状況について御説明をさせていただきます。現在まで今年度に入りまして七十戸の募集に対しまして九百五十八件の応募がっております。平均倍率は約十三倍になっております。このように一般の入居者の募集がかなりの倍率となっておりますし、また、留学生特区の申請時に今回の特例措置の内容で、本来入居者の入居を阻害しないということが前提となっておりますので、当分の間は現在の戸数二十戸で対応したいというふうに考えております。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。そこで、そこに住んでおられる留学生の方が、別府で卒業後就職等をされた場合、これはどうなるのですか。住み続けることができるかどうか、お答えください。

○建築住宅課参事（石井和昭君） お答えいたします。

先ほども入居の資格のところでお説明申し上げましたとおり、入居資格につきましては、市内の大学、大学院及び短期大学に在籍する留学生が対象になりますので、就職ということになると出ていただくという形になるかと思っております。

○三番（市原隆生君） はい、わかりました。実はこの質問は、亀川の市営住宅に実際に住んでおられる年配者の方から、今度留学生の方がこっちに入居してこられるというふうに市報で見たけれども、どうなのだろうか。不幸な事件も近くで起こった経緯もありますし、言葉がわからないというような不安も抱いておられます。実際、年配者の方がどうやってつき合っていたらいいのだろうか。まず、当然習慣も違いますし、言葉がわからな

いかもしれない。先ほども言いましたけれども、事件を起こしたような人もいるということで、大変不安がっておられました。そういった方にどのように親近感を持っていただくといいですか、安心していただけるか、この辺の取り組みをお聞きしたいわけでありませう。

お聞きしましたところ、その自治会長さん等にはよく連絡をとっていただいているということでありましたけれども、やはりそこに住んでおられるお一人お一人の入居の方が実際に、こういう人と一緒に住むのだったら安心だというふうに思っただけのような対応の仕方、また、せっかく別府に留学してきていただいて、そういったいい制度を設けていただいてここで学んでいただくということでもありますけれども、やはり来てもらった留学生の方にも、別府に来て学んでよかったなというふうに思っただけのような対応、またここに住んでおられる方も本当にAPUとかそういう大学に通っている留学生の方、本当に一緒に住んで安心だ、楽しかったというふうに思っただけのような対応をしていただけるのか。やはり言葉が通じないとかいう方がぼっと住んでおられると、どう対応していいのか、特に年配の方は戸惑っておられるということがあります。この辺の取り組みをどのようにしていただいているのか、教えてください。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えをいたします。

特区申請と並行いたしまして、地元の自治会長さんを初め地元の方に御連絡をとりまして、御説明をさせていただいておりますし、特区の認定後も留学生の入居に向けましてスケジュール等の打ち合わせもさせていただいております。留学生に対する入居説明会はもちろん、自治会の役員、管理人、一般入居者に対する説明会も開催しまして、十分理解をいただけるものというふうに考えております。

また言葉の問題でございますが、大学が保証人もしくは推薦状を出す以上は、それなりに市民の方と共生ができる方の御推薦をいただけるものというふうに考えておりますので、特に問題はないというふうに思っております。

それから、生活習慣の違いによります諸問題につきましては、入居時に国際交流課それから建築住宅課、地元自治会との合同説明会を開催いたしたいというふうに考えております。入居後に守らなければならない事項や約束事につきましては、そこで十分説明をし、留学生の方に指導をしてまいりたいというふうに考えております。

また万一問題が起こった場合ですが、大学側が推薦状、連帯保証人となっておりますので、大学と協力をしながら解決をしてまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、今回初めて留学生が市営住宅に入居するということになりますので、現在入居されていらっしゃる方々、市民の方に十分御理解をいただけるよう説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○三番（市原隆生君） 本当にそういった取り組みをよろしくお願ひしたいというふうに思います。入居をし始めるときに歓迎会とか、入居を現在されている方が、一度はまず顔

を合わせることができるような取り組みをお願いしたい。その中で日常的に会ったときお互いにあいさつが交わせるような状態になれば、そこに今まで住んでいる方の不安もその時点で解消できると思いますし、いい関係がずっと築いていけるのではないかというふうに思いますので、その辺の取り組みもあわせてお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○十六番（田中祐二君） 大変お疲れでございます。質問順序を一、二、六、七を先にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

国は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、IT基本法でありますけれども、これに基づきまして、平成十三年一月にこれを策定しておるわけであります。その中でいわば電子政府、電子自治体の構築を重点政策として上げておりますし、また、大分県でもこのコンピューターネットワークで各種の行政事務を処理する電子県庁をことしの十月ごろスタートするという事を聞いております。その中で別府市においても、別府市IT推進計画のもと電子市役所実現に向けて取り組んでいると思いますが、まず、このIT推進計画の目的及び進捗状況について、説明を願いたいと思います。

○情報推進課長（宇野榮一君） お答えいたします。

今、議員さんが申されましたとおり、平成十三年度に別府市はIT推進計画、これを策定いたしまして、十四年度から十六年度の三カ年事業として現在、電子市役所の構築を目指して取り組んでいるところでございます。

なお、電子市役所の目的でございますが、三点ございます。まず一点目が、住民の利便性の向上、それから二点目が、行政事務の簡素・効率化、透明性の向上、それから三点目が、国の情報化施策への的確な対応でございます。そして、最終目標といたしますものは、ITを活用した住民サービスの向上でございます。

進捗状況といたしましては、今年度は三カ年事業の二年目でございますが、ほぼおおむねの当初計画どおり推進いたしておるところでございます。いよいよ来年度は第一次IT推進計画の最終年度を迎えますが、おおむね当初の計画どおりシステム開発を終了する予定でございます。

○十六番（田中祐二君） 今システム開発の終了ということでありまして、この中で終了する時点で主な実現可能な事業があったら教えていただきたいと思っております。

○情報推進課長（宇野榮一君） お答えいたします。

現在の別府市においては行政改革大綱、これが策定されまして、これに基づいて行財政の改革推進計画、この策定に向け関係各課連携のもと、現在種々検討がなされております。このような中で、今後予算、それから職員数等の削減について相当厳しい状況が寄せられる中で、いかに今まで以上に仕事の品質、精度、さらには仕事を向上させ、それにより生じた余力、これをいかに新たな住民サービスにつなげていくか、これが今後大きな課題になっ

てくると思われます。それで、これを実現する手段の一つとしてこのIT化、この推進であると、私どもは認識いたしております。

このような中で、技術的に実現可能な主な項目を申し上げます。

まず住民サービスの向上でございますが、ワンストップ・サービス、ノンストップ・サービス、この二つを現在考えております。ワンストップ・サービスと申し上げますのは、市民の方が市役所に来たときに、極力一カ所で用件が済む、いわゆる総合行政窓口サービスの開設でございます。それで、今のところ十七年四月にシステムで完成するのが、福祉保健医療窓口サービス、これが福祉部門、保健医療の申請届け出、これが一つの窓口で対応が可能になる。それからあわせて、住民記録等総合窓口サービス、これは市民課関係でございますが、住民票とか印鑑登録、戸籍関係、これらが市民課のどの窓口からでも対応が可能になる。それで、十八年四月からは今申し上げた総合福祉の関係、住民記録の関係、それからもうすでに動いております税の証明総合窓口、この三本のシステムの一元化、これが対応可能になってまいります。

それから、行政事務の簡素・効率化の観点でございますが、今取り組んでおりますのは、あくまでも各課における庶務事務の軽減化、これを図る目的で、今動いております財務会計とか文書管理、人事給与システム、これの再構築を行っております。これらが完成すれば、一応主なものとして四つ大幅な事務改善ができます。

まず一つですが、今各課が行っておる物品等の契約、発注、研修、支払い業務、もろもろのこういう庶務事務、これが本庁では契約検査課、それから教育委員会では教育総務課、この集中管理での事務処理、これが可能になってまいる。それから二点目、これは電気料金とか電話、水道料金、こういう共通経費、これも各課でやっておりますが、これも総務課の方で一元化がかなってくる。それから三番目でございますが、教育委員会において、現在はできませんが、小・中学校での予算執行、これが可能になってくる。それから文書の流通は、メールを活用することによって、今、毎日のように学校用務員の方が学校に来ておりますが、この大幅な削減が可能になる。それから四点目ですが、ICカードによって出退勤管理が可能になる。そうなれば出勤簿とか時間外勤務手当とか勤務命令簿、時間外確認票、こういう手作業でやっておったものが、それが廃止が可能になる等々いろんなことが可能になってまいります。

しかし、実現する上での課題も多々ございます。今後は、関係各課と連携を図りながら、あくまでも住民サービスの向上、また行政事務の簡素・効率化の観点から、もろもろの課題をクリアしてまいりたい。

○十六番（田中祐二君） 大変膨大な作業を今から三カ年でやっていく、今やっている、進んでいるわけですから、ぜひ利便性を含めて住民サービス向上に向けて頑張っていってほしいなと思います。

それで、今後の情報化推進計画についてお尋ねをしたいと思います。

別府市IT推進計画は、一応十六年度で終了予定であるが、十七年度以降の情報化計画はどのように推進をされていくのか、この点についてお尋ねいたします。

○情報推進課長（宇野榮一君） お答えいたします。

現在、十七年度以降の第二次IT推進計画について内部で協議中であります。まだこれはあくまでも構想段階でございます。そのような中で今後のIT推進計画、これは二本の項目を予定しております。一本の柱は、今申し上げましたとおり十七年度以降についていろんなことが可能になってまいります。これはあくまでも実現可能とするための推進計画、それからもう一本の柱といたしましては、昨年七月に総務省からE J a p a n戦略構想のパート2、これが発表されました。この中でもろもろの地域情報化計画、これが示されております。そして、このような中で、一応地域情報化の中で三つの柱を考えております。一点目が、地域課題の克服と住民の利便性の向上。と申しますのは、これはITを利用いたしまして少子・高齢化、さらには国際化、環境問題の振興など地域課題の改革を図っていくこと、これが目的。それから二点目が、地域の特色を生かした別府市ブランドの再構築、これは先般、市長の提案理由の説明にもありましたが、温泉ツーリズムとも関連いたしますが、具体的には市民や企業、行政など地域全体で別府市の温泉、文化、産業などの特色を強調いたしまして、別府市の特色・魅力を外部に情報発信し地域の活性化を図っていく、これが目的でございます。それから三点目、高度情報化社会に対応した地域づくり。具体的には高度情報化社会を目指す情報格差、このような問題をどのように解決を図っていくのか、これが目的でございます。以上、大きな項目といたしましては、行政の情報化、それから地域の情報化を盛り込んだ、あくまでも最少の経費で最大の効果が上がる、こういうような基本計画を策定し、今後ともIT化を推進してまいりたい、そのように考えております。

○十六番（田中祐二君） 先ほどの答弁にありましたように、行政事務の簡素化・効率化を図りつつ住民サービスの向上を図る大きな手段として、行政事務のIT化はぜひ必要であると私は思っております。今後ともIT推進計画の最終目標でありますITを活用した住民サービスの向上を目指して電子市役所をぜひ実現していただくように要望して、この項は終わりたいと思います。

次に、二項目に上げております、幼い命を守りたい、子供は健やかに育てほしいと願うのは私だけではないと思います。この世の中の多くの大人たちの願いであると、確信しております。しかし、現代社会の中では、子供たちが安心・安全に生きていく場所が狭められ、子供に大きな危険が持たされる事件が増加しております。家庭内では人目にさらされることなく悲惨な児童虐待が年々増加し、一歩家庭を出ると、見ず知らない大人から傷害や殺害、誘拐など子供の人権等を全く無視した事件が起こっています。また、一番安

心な場所の学校内であるはずなのが、大阪の池田小学校で幼い子供のとうとい命が奪われるという、全く考えられないことが起こっております。小学校も絶対安全とは言えません。このような状況の中で子供の安全を願っておるのでしょう、二通のメールが私に届いております。その文を紹介させていただきまして、質問内容に入りたいと思います。

このメールの中身でありますけれども、前は略しますけれども、「ところで、市立小学校の休暇中の児童の安全対策に怒りを覚えている父親です。それは、学校で飼育している動物に子供たちだけで毎日えさを与えに行かせています。大みそか、元旦にも行かせている現状です。一部の小学校では、植物に水をやりに行かせている小学校もあります。これだけ子供が犠牲になる事件が全国的に続発している。別府市でも変質者がいるにもかかわらず、だれもいない休暇中の小学校に子供たちだけで行かせているのです。事件に遭遇して、最悪の事態になることが十分考えられます。往復の交通事故の危険性もあります。教師二人以上がそばにいない限り、いつかは最悪の事態になります。今までになかったのが幸運と判断すべきです。傷害や殺害等ではなくてもいたずらは発生している可能性もあり、男の子は親に報告をしてないかもわかりません。被害が発生した場合、学校、別府市の責任はどのように考えているか」、こういう中身のメールであります。

この方の中身は、そういう学校内での飼育について安全性を求めているわけであります。そこで、現在、学校で飼育している小動物に、いわば休日、特に長期休日中にえさや水やりをだれがどのようにして行っているか、お伺いしたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

土曜日や日曜日や祝日につきましては、前日多目にえさを与えたり、また教職員が対応しております。長期休業中につきましては、ほとんどの学校で教職員が対応しておりますが、調査しましたところ、五校の小学校で飼育員の子供が当番を決めて行っておりました。しかし、そのうちの一校は、今後教職員が対応するように変更したということでありまして、もう一校は、子供のえさやりの中止を検討中ということでありまして、なお、鳥インフルエンザの発生によりまして、現在はそういうことは行っておりません。教職員が対応しております。

○十六番（田中祐二君） 動物の飼育について、私は否定するつもりもありませんし、やっぱり教育上、そういう自然に接する、動物に接するということは大事なことで心得ております。この飼育について、現在、子供たちが自発的にどういう形で決めているかわかりませんが、そういう子供たちが独自に決めているということを知っておりますけれども、どういう決め方で行っているか、お尋ねをしたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

飼育委員会の子供の中で、希望者が話し合って当番を決めているという学校が一校、飼育委員会の子供で当番日を決めるが、都合でできなくてもよしとしている学校が一校、飼

育委員会で順番を決めている学校が三校であります。また、えさをやる時間は、主に午前中と決めている学校が二校という調査結果でありました。

○十六番（田中祐二君）　そこで、子供がえさをやる場合に、先ほどもこの議場の中でもいろんな形で皆さん方がやっている学校内の安全の問題も含めて、不審者が多い中で行き帰りの事故の問題もありますけれども、えさをやる時にそういう安全面について、今後どのような考えをしているか、お尋ねをしたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君）　お答えいたします。

動植物を愛護するという視点で考えますと、自主的にえさやり、水やり等の世話をしたいという子供たちの気持ちは大事にしたいと思っておりますし、それを教育委員会として中止するよというということも、私といたしましてはできないことではないかなと思っております。あくまでも子供の気持ちは大事にしたいと思っております。しかし、休日のえさやり等につきましては、議員さんも御指摘のように不審者等が多い中、危険なことも考えられます。今後は、まず無理強いはしないということが原則であります。希望する子供たちには、登下校のときには複数で必ず対応するということと、えさをやるときには、長期休業中には必ず教職員が学校におりますから、職員室に立ち寄って、教員と一緒にそこについてえさをやる、そういうことで安全面で十分に配慮するように、各学校を今後も指導してまいりたいと思っております。

○十六番（田中祐二君）　あと、登校中いわばえさをやりに行く。休暇中でありますので、その中で登下校中に事故があった場合は保険の適用は、どのような形で保険が適用されるのか、その中身について教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君）　学校長が、えさやりということについて、学校の教育活動の一環と認めれば、日本スポーツ振興センターの保険の適用がございます。

○十六番（田中祐二君）　先ほども言っていますように、動物のえさやりについては、本来に教育上必要であるわけで、ただ安全面について十分な配慮を、今それぞれ指導していきたいということでありますので、ぜひ学校内のいわば問題提起としてぜひ教育委員会として指導をお願いして、先ほども議員が言っているように、事故が起こったのでは遅いわけでありますから、事故の起こらないように十分指導方をお願いして、この項を終わりたいと思っております。

次にまいります。次に、東南海・南海地震対策ということで上げております。

国の中央防災会議で東南海・南海地震等に関する専門調査会は、東南海・南海地震対策大綱と対策推進地域に一都二府十八県の六百五十二市町村をまとめております。この両地震が発生すると、津波や揺れで広範囲が同時に被災をすると想定されております。このため、推進地域は東京都から宮崎県までの広範囲に及び、地域内の人口は約三千七百万人に達すると言われております。県内では震度六弱ないしは五弱の揺れが起き、津波は高いと

ころで約六メートルに達すると想定をされている巨大地震であります。そのため、住民の命と財産を守るため、中央防災会議で東南海・南海地震の防災対策推進地域に県内沿岸部の二十二市町村が指定をされております。別府市も指定をされているわけであります。防災対策推進地域の指定を受けまして、国の基本計画に基づいて県と市町村は、避難対策などを盛り込んだ計画を策定するようになっております。また、デパートや劇場、危険物取扱施設などを管理運営する民間事業者も対策計画をつくらなければならない、いずれも指定からこれは六カ月以内が期限であります。防災対策推進地域の指定を受け、県や当該市町村は六月までに防災対策推進計画を策定することが義務づけられていますが、その指針となる国の基本計画はまだ示されておられません。しかし、私の知っている限りでは、県では独自にこの推進計画の基本方針を打ち出して、推進計画を各市町村に要請をしたいというように言っております。

そこで、この東南海・南海地震の大綱について、まずお聞きをしたい思います。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

東南海・南海地震の対策の大綱でございますが、この大綱につきましては、平成十三年六月の中央防災会議で専門調査会が設置をされました。この調査会が多角的に地震の強さ、津波の大きさなどを分析いたしまして、これに基づく地震や津波に対する被害想定を検討してまいりました。平成十五年十二月十六日に東南海・南海地震防災対策のあり方全般についてその大綱が示されたわけでございます。

この大綱の概要につきましては、第一章より第六章までとなっております。まず第一章でございますが、津波防災体制の確立、第二章は広域防災体制の確立、第三章は計画的かつ早急な予防対策の推進、第四章は東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止、また第五章は的確な復旧復興対策の実施、最後の第六章は、この対策を効果的に推進すること等となっております。

○十六番（田中祐二君） そこで、この大綱に基づいて、先ほども申しましたように、六カ月以内に防災推進計画を策定することが義務づけられておりますけれども、現在、別府市の取り組みについてどうなっているのでしょうか。

○環境安全課長（宮津健一君） 国の定める指定地域となりました関係で、別府市も大体二メートルから三メートルぐらいの津波が来るのではないかとということで、それを想定のもとに推進計画を立てるわけなのですが、先ほどおっしゃいましたように、まだ国の基本計画が示されておられません。二月十三日、県庁の方で県下のこの二十二市町村の防災推進計画についての連絡会議が開催をされました。その中で、県として推進計画の基本となるべく事項を各市町村に県独自の案として示されております。この中身は、まず津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、防災体制に関する事項、防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育及び方法に関する事項など五十六項目から成っております。この五

十六項目を各市町村の推進計画に盛り込んでいきたいというふうになっております。

○十六番（田中祐二君） 東南海・南海地震が同時に起きた場合、最大で死者が七千四百人、建物が二十万七千棟の全壊という被害が想定をされております。大分県は、全国有数の活断層集中地域であり、県内でも死者が出たり津波が想定されるというふうを考えられておりますし、今世紀前半には起きる可能性も指摘をされております。すでに今、臼杵市では、防災計画を策定しているところでもありますので、ぜひ市民の生命と財産を守るためにも早目の推進計画の策定に着手をしていただきまして、この計画がぜひ日の目に出るようをお願いを申し上げまして、この項は終わりたいと思います。

次にまいりたいと思います。次に、児童虐待防止についてであります。

これは、岸和田で中学三年生が虐待に遭って、今なお生命の危険にさらされておるわけです。岸和田の子供センターに義理のお母さんが訪れて、「不登校ですが、外を歩いています」という対応をして、職員二人はこの言葉を信じたと言っております。その後、なぜそういうものを信じて動かなかったのか、抗議の電話が殺到して、SOSを受けとめられなくて申しわけないと児童相談所が言っております。また、二〇〇二年九月には、学校に行って二年の運動会で二百メートルを走ったが、途中からふらふらしそうになった。そして、その直後から学校に来なくなり、欠席は一年以上続いた。いわば虐待を示すシグナルがあったわけですけれども、それを学校側は救出できなかったという反省をしております。また、「ごめんなさい、やめてください」、近所の住民がその声をたびたび聞いております。しかし、その言葉に対して耐えられなくなり、隣近所の人には転勤をした。そういうことから、この締めくくりの報道によりますと、「子供を救うチャンスは何度もあった。しかし、児童相談所は踏み出すべき一歩を踏み出さなかった。学校による働きかけも十分ではなかった。生徒の悲鳴を聞いた近隣住民が、公的機関を動かすことはできなかった」、こう報じられております。いわばこの事件は、ある意味ではそういう公的機関の対応が甘かったのではないかと言われております。

そこで、まず最初に市長に、この事件をどのように受けとめているか、見解をお伺いしたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

児童虐待問題は、今や大きな社会問題でございまして、毎日のように報道される事件に、本当に心が痛みます。本市においても昨年一月、悲惨な事件が起きておりまして、他人事といえますか、他の自治体事とは思えませんし、事件の大きさを重く受けとめております。今は、被害に遭われた児童の一日も早い回復を願っておるわけでございますが、別府市としましては、他市に先駆けまして協議会の設置、専門相談員の配置、児童相談所や関係機関によるネットワーク会議の設置等、児童虐待防止に積極的に今取り組んでいるところでございます。公的機関の連携につきましても、岸和田市の今御紹介がありました事件の教

訓を、別府からこのような痛ましい事件が起きないように事前の指導、迅速な対応策を含めまして、児童相談所、関係機関としっかり連携をとりながら全庁体制で取り組んでいきたい。担当課にも、そのように指示をしているところでございます。

○十六番（田中祐二君） どうもありがとうございました。

そこで、この問題について別府市の取り組みの経過を少し聞いて、今、市長が対応についてお話ししましたけれども、再度対応についてお尋ねをしたいと思います。私もこの児童虐待の増加について調べたのですけれども、欧米では一九六〇年代から七〇年代に始まっているようであります。我が国では、平成に入ってから急激な増加を見ております。それは十年間で二十倍という数字が出ております。平成の初めが年間千件くらいだったのが、先ほども言いましたように、平成十三年では二万三千二百七十四件起こっております。これは児童福祉法二十五条によって、国民が保護を必要とする児童を発見した場合に、福祉事務所もしくは児童相談所への通告義務を課しているということからいえば、児童相談所が処理をした数であるので、これから漏れた数からはまだ多くなるのではなかろうかと思っております。

そういう年々ふえている中で、別府市では若干児童虐待については減っているとは聞いておりますけれども、そこで、別府市が、国の事業である児童虐待防止市町村ネットワーク事業を実施していると聞いております。それはどういう事業か、経過についてお尋ねをいたします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

児童虐待防止市町村ネットワーク事業につきましては、平成十二年度、児童虐待が深刻な社会的問題ということから、国が全国百市町村をモデルとして指定をいたしました。それぞれの市町村の区域内で児童虐待防止協議会を設置するということにより、関係機関との連携を図る、こういうことを目的に児童虐待への取り組み強化をするという事業でございます。県下で一市町村の指定ということから、別府市におきましても、少子化対策同様に緊急に対応すべき課題ということから指定を、別府市みずから手を挙げて、平成十二年十月に別府市児童虐待防止協議会を設置したというところでございます。

○十六番（田中祐二君） 次に、児童虐待防止策として四ネットワーク会議を設置しているとありますし、またその四ネットワークの名称、中身、また四相談窓口とありますが、その名称はどこであるか、お尋ねをいたします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今、四ネットワーク会議につきましては、一つは、先ほど申し上げました平成十二年十月に設置をいたしました「別府市児童虐待防止協議会」でございます。これにつきましては、会長を市長に、別府警察署の署長さんであるとか、中央保健所の所長さんであるとか、こういう児童虐待に携わる関係機関の代表者十七機関十八名で構成をいたしております。

その設置をする中で、この協議会の中でやはり実務を担当する人のネットワーク化が必要ではないかという、そういう話が出まして、平成十四年五月に三つのネットワーク会議を設置いたしました。一つにつきましては、それぞれ実務を担当する担当者であります「別府市児童虐待防止実務者ネットワーク会議」という部分でございます。これにつきましては、小児科医、精神科医、また警察の生活安全課等十五機関四十四名で構成をいたしております。また、それぞれ子どもも専門相談員を設置した関係もございます。それぞれ直接に個別なケース、いろいろな相談に応じるということから、「別府児童虐待防止ホットライン会議」というのを設置いたしました。これは専門相談員が窓口になっておりまして、中央児童相談所、またビューティフルスマイルセンターの子供家庭支援センターでございますが、そういう方々の七機関で構成をいたしております。また庁内におきましても、それぞれ関係課が情報提供そしてまた早急な対応ということから、社会福祉課であり保健医療課である関係九課で「庁内児童虐待防止ネットワーク会議」というのを設置いたしております。必要に応じまして、それぞれ会議を開いております。また、先ほど言ったホットライン会議におきましては、今年度一月末まででもう三十四回の会議を重ねております。大きな事件に結びつかなくて終わったという、そういうケースも多々ございます。

また相談室でございますが、市役所の一階に「児童虐待防止相談室」、また「家庭児童相談室」、そして、子どもが保育所に設置しております「地域子育て支援センター」、そして、児童養護施設であります、光の園白菊寮にあります「子供家庭支援センター」――「ビューティフルスマイルセンター」と言いますが――そういう四つの窓口で今相談を受けております。ただ、子ども、母子相談室等もございますし、母子家庭の方々にあればそちらでも受けております。担当課として児童家庭課の中には児童係、母子係、また二つの係もございますので、そういう部分では相談があればどこでも対応できるような形をとらせていただいております。

○十六番（田中祐二君） 児童相談所の職員体制をことしから、新年度予算の中で導入するということがわかっておりますが、まだ全国的にも十分でないように思われます。別府市において、昨年、知事あてに増員要請の要望書が提出をされておりますが、その後、経緯なり要望の結果について、成果があったかどうかお尋ねをいたします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、先ほど議員さんもお話をされていましたように、今、中央児童相談所の職員体制ということで、昨年一月に別府市で大きな事件が起きております。その後も直ちに中央児童相談所の判断を仰がなければならないというような、そういうケースもございます。なかなか当時実情が追いつけなかったということもございます。そうしたことで、昨年五月、平成十五年度の第一回の協議会におきまして、中央児童相談所の職員の増員を含めて施設改善等を要望したらどうかということが審議をされました。昨年八月二十六日に協議会の

会長であります別府市長より知事あてに職員の増員要請というものをさせていただきました。県におきましても、十分理解はしていただいておりますが、現状におきまして、来年の職員体制という部分については、まだ私どもには手配されてないというのが現状でございます。

○十六番（田中祐二君） これまでの対策を踏まえ、今後の対策をどのように考えているか、お伺いをしたいと思います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、先ほども説明をさせていただきました四つのネットワーク会議、これの連携をとることはもちろんでございますが、やはり市民の皆さん、全市民の方々がこの児童虐待という部分について十分認識をしていただく、また協力もいただくということが大事であろうというふうに思っております。今年度の私どもの相談件数を見ますと、昨年度が六十一件、今年度が一月末で四十九件、若干下回るのかなという思いはありますが、やはり緊急に対応しなければならない相談、そしてまた長期化している相談等もございます。そうしたことで、現在、相談を受けて事後の対応という部分に回っておりますが、やはりこれからは事後の対応から事前の対策という形に方針も切りかえる必要があるのではないかとということで、新年度から、現在の相談員を二名体制にしてリスク家庭への指導等をしていきたいというふうに考えております。

また、平成十二年十二月に児童虐待の防止等に関する法律、いわゆる児童虐待防止法でございますが、これが施行されまして三年を経過いたしました。近いうちに法律改正もあるというふうに聞いておりますし、児童福祉法におきましても、児童の相談体制の法律改正がなされるというふうになっております。そういうことでこれらの法律を今に即した形での取り組みという部分が大事だろうかと思います。精いっぱい頑張りたいというふうに思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○十六番（田中祐二君） 組織ができ、人間も配置をしたということで、結果的には虐待がなくなることが一番重要であるわけでありまして。なくなったときに、その組織なり人が生きたということになるかと思っております。しかし、その組織を活用するのも人間でありますし、また人間が外に出て、専門員の方ですか、二名ということでありますけれども、さらに動員ができれば、さらに県と折衝していただいて動員もお願いをしておきたいと思っております。以上であります。

それから、あと残された問題については、若干重複をする分がありますので、私の質問はこれで終わりたいと思っております。

○十二番（池田康雄君） 一般質問も三日目の午後になりました。睡魔が襲う厳しい時間帯であります。三十分弱もすれば、また水入りが入る流れになるのかと思っておりますので、三十分ほどおつき合いをいただきたいと思います。

桜の花ももうすぐほころび始めます。浜田・新市長体制になりまして十一月が経過しておるわけでありまして。一議員の私でさえ、昨年春の選挙以来のこの一年間は、あっと言う間に過ぎてしまった時間のようには思えますので、激務厳しいといひますか、極めて多忙な日々を過ごしながら毎日を送っている新市長就任者・浜田市長におかれましては、言葉どおりこの一年はまばたきをする間のような感じであるのではないかと推察をしております。

別府市は、前市長あるいは前々市長のときから積み残されて解決されなければならない、あるいは解決を待っておる多くの問題がありますために、これまでの間も、これからはまだまだしばらくはそれらの山積みされた課題に正面から真摯に取り組むことに追われて、なかなか新市長の色が出てきづらい状況が続くのではないかというふうには思うのですが、私はそれでいいのだと思う。公約をしたわけですから、追々に果たしていただかなければならないわけでありまして、私は、やっぱり着実に目の前に与えられている多くの課題をやっぱり真摯に市民の目線にたって取り組んでいくことこそが、今市長の置かれている立場ではないかというふうには考えております。ただ私が心配するのは、いわゆる激務といひますか、忙しさ、多忙さにやっぱり追われて、大局観を見失うということだけは、ぜひ気をつけていただきたいというふうには思っておりますし、そういう立場に立って私が議員にさせていただいて五年間、どうも別府市の行政は、僕には健全に見えないなと思う箇所が多々ありますので、きょうは、最初に四つの柱を通しながら、その点について市長並びに執行部の皆さん方に問題提起をしていきたいというふうには思います。

まず、昭和二十五年にいわゆる別府法というものによって別府国際観光温泉文化都市というような呼称が定着をしてきたわけでありまして。前市長時代の議会の中でも確認をしたわけでありまして、その点について一般質問をしていく前に、助役さん、別府市の行政には幾つかの柱があるのですが、国際都市別府をどうつくっていくか、あるいは観光都市別府をどうつくっていくか、あるいは温泉都市別府をどうつくり、文化都市別府をどう発展させていくかということは、市政の重要な柱であることは間違いありません。ちょっとそっぴり、その一点だけ確認させてください。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

昭和二十五年に国際観光温泉文化都市建設法が制定され、いわゆる別府法ということが言われております。これに基づきまして、別府市の都市づくりを進めているところでございまして、この大きな柱が、やはり今、議員さんのおっしゃられました国際都市づくり、それから観光都市づくり、温泉都市づくり、文化都市づくり、これが大きな柱となっているものと私も認識いたしております。

○十二番（池田康雄君） それなら、その部分の共通認識は、再びできたということで話を進めていきたいと思うのでありますが、まず最初に、国際都市別府のまちづくりのビジ

ョン、こういうことで少し考えてみたいのですが、今言ったように、そして今確認しましたように、国際都市のまちづくり、あるいは時には国際観光都市としてのまちづくりというのは、別府市政の大きな柱だと言いながら、それではそのビジョンはどうなっているのですかね、五年後はどうなっているのですかね。あるいは平成十一年に制定された、よく持ち出される総合計画の中で、平成二十二年までの十二年間ということであれば、その十二年後の総合計画が一区切りしたときの国際都市別府は、今とどの部分がどう変わったまぢになっておるのですかと、こういうふうに尋ねますと、どなたも、どこの部署もだれも答えてもらえんのです。だから、言葉では、これは重要な柱なのだ。市政の大きな柱として取り組むのだ、あるいは取り組んでいるのだ、取り組むつもりなのだとおっしゃっても、現実問題、ビジョンというものがほとんど明確にならないまま行政というのが行われていて、果たしてこれで十全な行政と言えるのかなという思いを強くするのであります。

例えば都市計画の課が直接担当しているものに、大型外国船あるいは大型観光船の停泊ができる、あるいは受け入れができる多目的バースなどというようなところが、国際都市に寄与する都市計画の大きな目玉になってくるのかと思うのですが、例えば都市計画一つとってみて、この国際化ということについての多目的バース以外の計画という、あるいは行事予定というのには、松岡課長さん、どういうものがあるのですかね。

いいですよ。やっぱりなかなかすぐには答えづらいのです。そして、総合計画の中でもいろいろ探してみました。ありはしました。いわゆる公共サインなんか、一応都市計画担当のやっぱり国際都市あるいは国際観光都市に向けての一つの事業だと思う。ところが、私たち素人は、その辺は都市計画なのかな、土木がもっと強く密接にかかわってくるべき中身ではないのかなというふうに思うのですが、今回、「国際都市別府のビジョンについて」なんていうタイトルを掲げて一般質問をしますよというふうにしても、一切土木課は近寄ってこない。つまり、自分たちの与えられている領域の中で国際都市別府というものをつくるために何をしなければならぬのかというところあたりが明確になってないまま、やっぱりいろいろなところで別府市の行政は動いてしまっておる。だから、去年まで、あるいは前市長時代まで、僕は、国際化あるいは国際都市といたら、まず真っ先に飛び出してくるのが国際交流課だったと思うのです。私は、やっぱり国際交流課は、国際都市のソフトの部分で非常に大きな貢献をしておると思いますし、もっとその事業を膨らませて国際都市の発展に寄与していただかなければならぬと思うわけではありますが、しかし、これはあくまでも国際都市というものの範疇から考えると、やはりごくわずかの領域を担当しているにすぎない。それぞれの、都市計画なり、あるいは企画なり、あるいは土木なり、あるいは観光課なり、あるいはそれらを総合するような、どなたかがやっぱりおられるというふうな、あるいは少なくともそういうような体制づくりというものを全くつくらないまま、また来年になってこのまま推移していけば、あるいは三年これが推移していけば、

やはりまた同じような結果しかならない。つまり国際化しないし、国際都市としての別府のまちは、いつまでも展開できてこないことになっておるので、そして同じようなシステムが、今から見ていく観光行政においても、それから温泉行政においても、文化行政にもあるのだというふうに考えておるわけです。

例えば、きょうはもう限られた時間なので細かく入っていくつもりはございませんけれども、まだまだ私は、国際化あるいは国際都市別府なんというのと、何となく肩ひじ張って構えて、何をしたらいいのかわからんというようなところだろうなと思うのですが、何のことはないのだと思うのですよ。やっぱり外国から来られた観光客の皆さん、あるいは別府市に居住している外国人の方々が、より別府で過ごすときに便利で快適な状況をどうつくるかというところに真剣になりさえすれば、具体的な事業というのは次々に僕は生まれてこなければならぬのだろうと思うのですね。例えば公共サインといいますか、いわゆる観光客、外国人にかかわらず日本人も含めて観光客などにやっぱりもっとやさしいまちづくりのために、いわゆるサインの問題について、十三番議員が質問したのは五年前ですよ。議員になってすぐの時代にもうすでに指摘しておきながら、そういうものを問題提起されながら、なかなかそういうことの重要性は、頭の中では認識しても、それが形の上で展開されてこない。したがって、なかなかまちの姿として足跡が残っていかない。そのところをやっぱり市長、助役を中心として執行部の方々は、その辺の抜本的体制づくりというものを心しないと、ただ、やれ国際的なまちづくり、まちづくりだったら企画頑張れ、都市計画頑張れということだけでは、やっぱりまずいのではないかというふうに考えます。

観光都市別府のまちづくりにおいても、同じような何もかもが観光課に投げつけられて、観光課だけにおんぶに抱っここの観光行政をやっていたのでは、観光立市と言いながらなかなか観光都市別府のまちというのはつくり上げられていかないし、浮揚も難しいのではないかというふうに考えるのであります。

私は観光行政については、別府市の場合とりわけ根幹的に誤っているという認識を持っております。それは宇宙ロケットに例えますと、発射して数秒なり数分後にエンジン部分というのですか、推進力部分が切り離されますね。僕は、切り離されることは大切なことなのですし、この切り離される部分が基本的には観光行政が受け持つ部分ではないかと思うのです。ところが、別府市の観光課を中心とした観光行政の場合は、いろいろな事業がもうずっと、いつ見ても観光課がべたっとくっついておる。切り離されてない。だから、切り離されれば、また今度次にその事業以外の新しい事業に目を向けることができるし、目を向けなければならぬ状況が生まれてくるのですが、すべての事業にべたんことね。それから、官民一体化というのですか、そういう何か抗しがたい理屈をにしきの御旗にされると、何か一体化していないことは観光についてまじめに取り組んでいないのではないかと思われることを恐れて、結局いつも切り離されることなく進められている観光行政で

あつては、別府の観光浮揚はあり得んというふうに私は思います。だから、もう少し観光課を中心としたいいわゆる別府市の観光行政が、やっぱり主体的、自律的に存在をするという場を市長、三役を中心に部長さんも力を合わせて考えてあげて、もっとゆとりを持って観光行政と取り組める環境をまず与えて、それがどう機能するのかを見ていくというような目線・視線をぜひ持ってほしいというふうに思います。

この基本計画なども言葉では出てくるのですね、観光資源の発掘をしなければいかん、あるいは観光素材を発掘しながら、それらをつなぎ合わせて新しい観光の目玉をつくっていくということは大切なのだということは、いわゆる基本姿勢みたいなところには出てくるのですね。ところが、いざ実施内容的なところで何をやろうとしておるのだろうか、何がやられているのだろうかというふうに見ていくと、そのところにはもう姿が見えてこん。つまりできていかないですね。だから、その原因は職員の怠慢にあるのか、それではなくて、やっぱりほかにもっと大きな要因はないのかというところで、ぜひ観光行政というものを見詰め直してほしいというふうに思っております。

それから、温泉行政も同じです。温泉課におんぶに抱っこしたような形で、「温泉」と名がつけば全部温泉課に振り回す。そこが、温泉課が実際に限られたスタッフで対応しておることというのは、ごく限られておるのですよね。温泉課長さん、お見えですかね。現在、温泉課がやっていく主な業務はどうなるのですかね。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

温泉課としましては、市営温泉の整備充実、また泉源及び水源維持と市営及び市有区営温泉への給湯の整備充実に取り組んでおります。

○十二番（池田康雄君） お聞きのとおりです。市長いいですか、温泉課が担当しておるのは、市有温泉のいわゆる整備充実、それから市営温泉及び市有区営温泉への怠りない給湯の維持管理というところを任されながら、そこを誠実に業務しているのであります。ところが、別府市の温泉行政の大きな柱は、一つは観光資源としての温泉をどう守っていくかということであつたり、今一つは、いわゆる温泉地別府に住む人たちにどう温泉の恵みを楽しむよう、市民が温泉の恩恵を楽しむことを保障していくか、行政として、そういうような目線が、僕はこの温泉地別府の温泉行政の根幹であらねばならぬのではないかと思うのです。ところが、今お聞きのように、温泉課はそういうことが担えるようにはなっていない。それでは、そのようなところはどこが担うのかと見回したときに、僕が根幹だと指摘し認識しているような箇所を担う部署がない。それで別府の宝は温泉だというような温泉行政が行われていくのだろうか。そこら辺がもう一つ根本的に洗い直されていかなければ、温泉というものを誇りにできる市民というものは醸成されていかんのであろうし、いわゆる市民総力を挙げてこの温泉都市を盛り上げていこうという機運もまた盛り上がってこないのも、しごく当然かなというような思いがするのであります。

文化行政であります。私は、この二十二年間別府市内で教師をしながら、どうして別府市の文化の香りが乏しいのかな、やっぱりその大きな要因は、図書館もない、美術館もない、博物館もあるわけではない。本当に恵まれていない文化施設が、やっぱり別府の文化を低迷させている大きな要因なのかなというふうに考えていました。別府市の文化施設の不十分さは、その後一つも改善されてないわけで、そのことに起因している部分はかなりやっぱり大きなものがあるのかなというふうな思いはしていますが、しかし、まだその原因分析が定かにできておるわけではないのですが、近年、そういう不遇な別府市民の中にもかなり文化に目覚めた人たちが広がってきて、何かどことなく文化の香りも香り始めたかなというふうな思いがしています。その起爆剤的な役割を担ったのは、たぶんアルゲリッチの音楽祭あたりが一つの契機になっておるのかなというふうに思ったりもしますが、やはり文化施設というものの整備というの、どういふのですかね、今流に言えば、こんな銭がないのがわかっておるときにそんなことを考えること、あるいは言うこと自体に問題があるよというふうなことが言われるのかもしれないけれども、私は、来年つくれ、再来年つくれという話にはならんけれども、だからといって今のまんまでずって、十二、三万市民の別府市がいいというふうには思えないのであります。やっぱり図書館なり美術館なりプラスアルファの文化施設をどう構築していくかということが一つと、やっぱりハードな面以外でソフトの文化事業をどう充実させていくかという、両側面相まって初めて別府市の文化というもののビジョンもやがて見えてくることになるのだろうというふうにご考慮のようですが、もう議員になって五年、いろいろな場面で図書館の話、美術館の話が、いろいろな思いの中で提起されておりますけれども、やはりその部分についても、二年後は難しい、三年後は難しい。しかし、それでは今は、十年後に見えるのかと云ったら、十年後にも見えない。いつ見えるのだろうかな、孫の代まで待たなければいかんのかなというふうな、そんな状況では、やはり行政としては健全ではないのではないかと云う。やっぱり計画ですから、そのときに変更というのがあるとしても、ある程度のスパンでのいわゆる中期・短期・長期の展望というものもなしに、暗やみの中を歩き当たりばったりに行って行くのでは、僕は健全な行政とは言いきれないのではないかと云うふうに思っております。

ともあれ、四つの側面を、今回細かくはいろいろに言いたいこと、あるいは具体的に提案したい問題もあるにはあるのであります。ほかの項目もあつたりしまして、きょうは深入りするつもりは毛頭ありません。要は、行政のありようとして抜本的に見直すということなしには、にっちもさっちも別府のあしたはないというふうには僕は思えてならんということをしてぜひ十分に受けとめて、具体的にどうそれを検討していくのかという体制を急いでつくってほしいなということを取りあえずお願いして、ぼつぼつ水かと思いますが……。

○副議長（野口哲男君） 休憩いたします（笑声）。

午後二時五十八分 休憩

午後三時 十六分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○十二番（池田康雄君） 何か市長さんが答弁……（発言する者あり）（笑声）はい、いいです、いいです。それでは、次の問題の楠港に入っていいのですか。（「私の今の考え方について、答弁ですが」と呼ぶ者あり）市長、お願いします。（笑声）

○市長（浜田 博君） 質問がないと、なかなか思いが言えないものですから、失礼をいたしました。

十二番議員さんの都市づくりビジョンに対する熱い思い、また数々の御指摘に対しまして、感謝を申し上げます。私も大変忙しい激務の中で、大局を誤るなという御指摘、本当にありがたく思います。

御承知のとおり、本市は大正十三年の四月一日でしたか、市制が施行されまして、本年八十周年を迎える年でございます。この間、それぞれの時代のそれぞれの課題を市長、そして産業界、そして行政が一体となって取り組んで都市づくりやまちづくりに励み、今日の別府市が形成されてきたと私は認識をいたしております。さらに、昭和二十五年の国際観光温泉文化都市の建設法、いわゆる別府法の問題も勉強させていただきました。都市づくり、まちづくりの基本、私は別府市の基本であろうと思いますし、先ほど助役が答弁したとおり、本市発展のための永遠のテーマであるというふうに思っております。別府市も、国・県からの依存体質を脱却して、みずからの責任において、そして判断によりまして行政を運営するという政策立案型の市役所へ変わっていかなくてはならないというふうに原則的には思っております。

さらに、先ほど来御指摘がありました縦割り行政のひずみと申しますか、しかし、私は、観光課であれ温泉課であれ、与えられた仕事の中で精いっぱい頑張ってきたなという思いであります。ただ、その担当課以外のところが口が出せない部分と申しますか、これは自分たちの仕事ではないのかなという部分が色分けされていたのかなという感じを私自身は感じております。そういう意味から、私が、観光戦略会議の提言の中からもいろいろと私のまちづくりが観光再生に結びつくという思いで、別府八湯を生かしたまちづくりという形で推進をしてまいりましたが、観光を一つの観光立市である別府市が、これから観光戦略会議の観光戦略をどう立てるのか、五年後、十年後、二十年後、このことを考えたときに、やはりビジョンというものをしっかり立てていかなくてはいけない部分と、観光立市である観光課だけの仕事ではないのだ。そこで、私は、ツーリズム概念をプロジェクトをスタートさせて勉強していこう、そういう気持ちを出させていただいたことで、思いをわかっていただけならなと思います。

文化に対するビジョンも議員からたくさん御指摘をいただきました。美術館、図書館の問題、私の公約の温泉科学博物館の問題。私は、市が財政難の折に市がつくる計画性は難

しいと思います。だから、民間活力も含めて、この温泉科学博物館は私の県議時代から一つの、県立でどうなのかという話をずっと県立において、大分県に博物館がない、そういう思いからずっと問題を提起してきた経緯がありますし、できればそういう文化施設の箱物につきましても、文化行政を支えていく上でしっかり計画を立てていかななくては行けないという思いは全く同じでございます。

それから、アルゲリッチの問題も出ました。文化行政、文化再生、文化の香りを少しでも高めたいという思いは全く同じでございます。また、「音泉タウン構想」もアルゲリッチを中心にジャズであれ歌謡曲であれ、とにかく別府のまちが一年じゅう音の泉、「音泉」、その「音泉タウン構想」が何とか実現できないかなという思いで出している問題でございます。いろんな文化行政についても全部、観光文化もあり、温泉文化もあり、農林文化もあると思います。そういう意味から、文化行政を含めて、観光行政を含めて全体でやはり考えていく、全庁体制でいくということが、私は大切であろうというふうに自分では認識をいたしております。

特に今回、市町村合併によりまして、大分県も現在の五十八市町村、十四市になる予定でございます。これからすぐれた施策を行う自治体が繁栄をし、すぐれた施策を行うことができない自治体は衰退をするという、私は、厳しい都市間競争の時代が間近にやってくるというふうに思っております。本市がこれに打ち勝つためには、今、十二番議員の御指摘の国際都市づくり、観光都市づくり、温泉都市づくり、文化都市づくりの一体的な取り組みが必要であるというふうに認識をいたしております。

そのようなことから、本年度は行政改革の中で効率的な行政運営を実現するために、機構組織の見直しを重点項目としておりますので、この中で十分協議・検討し、国際観光温泉文化都市別府のまちづくりを推進するために効率的・効果的な体制がとれるよう、機構組織の整備を行ってまいりたい、このように考えております。

○十二番（池田康雄君） どうもありがとうございました。とにかく根幹から見直すのだというぐらいの意欲を持って別府市の行政を再生していただきたいと思っておりますし、あわせて観光浮揚も頑張りたいと思います。

続いて、楠港跡地の利用計画についてでございます。

私が議員にさせていただいてこの五年、いろいろな方々がいろいろな角度からこの楠港跡地をどう利用すべきかというようなことについて述べられてきたのを聞いてきました。私は今まで触れたことがありません。今回初めてでありまして、できるだけ皆さんとは違う切り口からこの問題を見てみたいというふうに考えております。

ことしになって、私から見ると唐突に思える楠港跡地を公募して売ったり貸したりするという動きが、私には急激に進み始めたように思えるのであります。誘致企業の選定委員会も発足して二、三度の会合も重ねているやに聞きますが、私は、この一連の楠港の動き

に体が違和感を感じるのです。「えっ、こんな流れでいいのかな、こんな流れになっておったのかな」というような思いから、幾つかの点からこの問題について質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、平成元年の別府港港湾計画があります。そして、その埋め立ての目的を明記しながら、そして平成二年に埋め立て申請をしながら、そして四年に竣工して五年に完成しながら、この楠港が埋め立てられて早十年が経ようとしておりますが、今私がちょっと触れた歴史的経過については、都市計画課長さん、間違いはないですかね。

○都市計画課参事（村山泰夫君） 議員さんの言われることは、間違いございません。

○十二番（池田康雄君） そうして、まず港湾計画が平成元年に第四回を改定なされ、それ以後、平成十三年でしたか、一番最近の改定がなされておりますが、この中で交流拠点用地とするのだという、この部分についての一番新しい平成十一年の港湾計画で、平成元年の港湾計画との変更がございますか。この点だけちょっと教えてください。

○都市計画課参事（村山泰夫君） お答えいたします。

大分県では、平成十四年三月に別府港港湾計画第五回の改定を行いました。この時点で平成十三年度に事業採択を受けました国直轄の海岸整備事業、さらに北浜地区のヨットハーバー拡張計画につきましても、別府港港湾計画の一環としてこの計画に位置づけられております。また、楠埋立地も、この中で現状どおり交流拠点用地として記載されております。

○十二番（池田康雄君） ありがとうございます。それでは、まず一点目に入りますが、この楠港の埋め立ての港湾計画による利用目的は、交流拠点であると。この交流拠点用地の用途の中にどう書かれているかということ、港湾文化施設用地としてその主要内容の中に「図書館、博物館、公会堂などの文化施設」と、こう明記されておりますね。つまり、埋め立て跡地にこのような文化施設を中心とした公共施設をつくる計画があるのですが、この部分は、いつの時点で、市役所のどういう会議の中でその計画の放棄が決定されたのですか。

○都市計画課参事（村山泰夫君） 楠港の埋め立ては、御存じのとおり平成元年十一月、別府港港湾計画第四回の改定において、交流拠点用地として位置づけを行いまして、別府市において平成二年に工事埋め立てに着手して、平成四年に完成してございまして、交流拠点用地として港湾計画の中の用途には、五種類の種別がございます。港湾交流施設用地、港湾文化施設用地、情報通信施設用地、国際業務施設用地、以上に付随する施設でございまして、この中にホテル、商店、飲食店を付随して建てることのできるということで、当初の計画では交流拠点用地の中にてホテル、飲食店等の計画がございました。

○十二番（池田康雄君） そんなに長く話すと思ってないから、そして全然かみ合っていないでしょう。僕が聞きたいのはそういうことではない。港湾計画の中にその埋め立てはど

う利用するのかと。今言ったように幾つかの項目の中にちゃんと図書館などの公共施設というような項目があるではないですかと、そういうものが今の、ここ最近の流れの中では全くそんなものはなかったかのごとき流れになっておりますが、どの時点でそういうものは、今回楠港は見送ろうというようなことなどが、役所の中で議論されたのですかと、こう聞いておるわけです。聞いておることは明快でしょう。

だから市長、助役、やっぱりその辺が、課長さんたちには答えづらいのですよ。なかなか事実、そんなことが議論されて、それならこれはやめようとか削ろうとかいうようなことが話されないまま推移しておる部分があるのだということ、この一点がこのことによって明らかになるわけでありますが、次に行きます。

二点目に、平成十三年四月ごろに、この楠港埋立地の部分の海岸線を含む国直轄の海岸整備事業が出てきましたね。引き続き隣接するヨットハーバーの県による拡張計画も出てきたのでありますが、これまでの楠港の跡地の利用計画があって進行していきながら、一方では国の海岸整備という事業、あるいはヨットハーバーの拡張という県の新しい事業が後発するということですか、後から出てきた。そういうようなことに呼応して、この楠港跡地の利用計画は、やはり一度しっかりと検討し直さなければならなかったと思うのでありますが、行政としては、いつ、どういう場面でこの整合性を図るべく検討したのですか。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

今の御質問ともう一件、先ほどに御質問が……（「さっきのは要らん」と呼ぶ者あり）放棄をされたかということ、いつ、要するに港湾計画についての既設の計画を放棄したのではないかというお問い合わせがありましたのですが、私どもは、一応放棄はしておりませんで、これはさきの議会でも申し上げましたが、今、交流拠点用地という設定で募集を行っておりますが、さらに先ほど言いました便益施設、例えばホテルとかおっしゃいました、公民館とかいろいろ、図書館であってもそうなのですが、それ以外の施設が来た場合には、交流拠点用地ではなくて……（発言する者あり）都市機能施設だということでございます。

○十二番（池田康雄君） そこまで言うのなら言いたくなるけれども、いいですか、少なくとも図書館や公会堂や博物館的な、公共的な文化施設ということが、一つ埋め立て目的の中にあつた。当然それは行政を中心に対応せざるを得ない施設なのでしょう。しかし、今日の動きの中ではそういう施設を楠港に持ってくるということなど論外のようにして、それが当たり前のようにして進んでいるでしょう。それはどこかでやっぱり変更があつた。「放棄」という言葉がきつかったら、どこかで変更計画をしたのでしょうか。変更計画があらねばならぬでしょう。そういうものがあつたのですか、ないのですかと言うのですが、あつたのですか、ないのですか。それだけもう。いろいろ言うなよ。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

変更はあっておりません。「いろいろ言うな」ということでございますが、募集の、プロジェクト募集要項の中にそれらをうたってございますから、私どもとしては一応変更はない。つまり一等最初に書いてございますが、「別府の自然景観に調和したウォーターフロントを構成できる施設」ということで、明確にこれに賛同できる企業でないと、応募としては受け付けませんよということを申しております。

○十二番（池田康雄君） おかしいでしょう。企業云々といって、どこか日本全国に企業が図書館を建てたことがあるのですか。やっぱり企業とかいうのではなしに、それは公共的文化施設というものをつくるということを担当するのは、やっぱりそれは県であったり市であったりの行政ではないの、基本的には。ところが今、計画に変更はないといったところで、今、楠港の埋め立ての計画の中に、そういう部分を含んで検討されておるという認識が、私にはないし、多くの議員の皆さんにもないと思いますよ。だから、そういう変更があったのならあったでいい。それはいつの時点ですか、どうしてですかということを確認したかただけであります。限られた時間しかありませんので、次に行きます。

二点目の問題は、答えがないわけではありますが、私は、市長、こういうきっちりとした着実な行政の歩みがやっぱり必要なのだと思うのですよ。いいですか、ある企画がなされた、しかし、それにまつわる、それにかかわる非常に関連する大きな他の要素が新たに生じてきた。そういう要素・状況を踏まえて、今までの計画はどう変更すべきが正しいのか、そして変更する必要はないのかということ、立ちどまってきっちり見詰め直して、継続なら継続、変更なしなら変更なし、一部変更なら一部変更というような、そういう作業がなされるべき。それが僕の言う健全な行政なのですが、どうもそういうようなことがなされているようには見受けられないので、このことは、楠港の埋め立ての今の流れに僕が違和感を感じる一つの要因になっておるということであります。

それから、三点目ですが、市内には楠港跡地を含めて何カ所かの活用を求められている市有地がありますね。南小学校の跡地もありますし、温泉プールの跡地、それから旧新日鉄の跡地、それから市役所の西側の文化ゾーン、それから亀川。そういうふうな話をしますと、やはりこれは行政財産だとか、これはいわゆる普通財産でややこしいのだとかいう話が途中で混ざるのですが、私は、こういうような活用を待っている、あるいは活用していかなければならない市有地を総合的に別府市としてどう活用できるのか、どう活用していくのかというような視点での市有地の活用が目線というのが要るのだと思うのですよ。同じ楠港もその中の一つとしてやっぱり検討をしていく、その作業というプロセスが、必ず一回は必要なのだと思うのですよ。ところが、本当にそういう作業がなされてこの楠港という問題が処理されようとしているのかなというふうに見ると、そこも私の中では釈然としない。そんなことがなされているように少なくともこの五年間は見受けられんがなというふうな思いがするのであります。

今一つの四点目は、中心市街地の活性化の問題であります。

楠港は、市街地周辺にある広大な市有地、あるいは最後のとりでみたいな場所であるので、やっぱりそこは市街地の活性化及び楠地区を中心とした周辺地域住民のいわゆる期待にこたえるような利用というものが考えられるべきだと、いろんな箇所でそういう指摘がなされるし、僕もそう思うのです。ところが、この楠港を中心市街地の活性化とリンクさせて利用計画を立てる、そして、そこを何にすればそうなるのかということは、非常に大きな難題ではないかと僕は思うのです。そして、やっぱり前市長さんもその辺は非常に悩み悩みしながら、なかなか対応できなかった。それほどの難題だと僕は思うのですよ。だから、市長、私は、新しく市長になられて小一年ぐらいの時間、そして、市長部局の皆さんたちスタッフが、そんなに今まで悩み悩んだ問題を簡単に解決する能力を持っている集団だというふうには思えんのですよ。だから、やっぱりそのこのところを本当に検討の上に検討を重ね、慎重の上に慎重を期して対応するぐらいの問題なのに、それにしても、何かころころと転んだような感じになっておる今は、行政の運び方として許容できるのかなというふうな心配というのですか、悩み。わあ、こんなはずではなかった。やがて誘致企業の選定委員会は、いろんな議論を経て市長に答申してくるのだと思うのですよ。その、市長は答申を受けるのですよ。受けて、僕は、対応することを考えるわけですよ。対応せねばいかぬわけですね。受けて、それを採用するなり変更するなり一部変更するなり、とにかく何らかの対応をせねばいかんわけですよ。そのこのところまでやっぱり考えながらこの問題に対応しきれているのかなというふうに危惧しています。なに、そんなのあんた心配することはないよと、僕の今言うような思いが杞憂であって笑われるような結果になればなおいいなというふうに心から思っておるということを伝えて、この問題は終えますけれども、私には引っかかる。どうしても体が違和感を感じる、今の進め方。

あそこに何かができる、そして中心市街地が活性化する。間違っても根拠のないそういうようなところに引っつけての運び方だけは極力避けるような、そういう進め方をぜひしてほしいというふうに思います。何かございましたら、お答え願いますが……。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この楠港につきましては、当初、十年前に埋め立てをしたわけですが、そのときの埋め立て申請では、観光客と別府市民の交流の図れる交流拠点用地として、そこに企業を誘致するという目的で造成されたと私どもは聞いております。その後、楠港が放置されたまま推移してきたところでございますが、特に十年を経過して、十年近くなった平成十二年のときに、中心市街地の方が郊外に移転するといういわゆるドーナツ現象が顕著になってきて、国の補助を受けまして、別府市中心市街地活性化基本計画を作成したところでございます。これには市議会の先生方も入っていただき、また市内の関係者、学識経験者、そういった方に入っていただき策定委員会を設置いたしまして、この中で基本計画を、中心

市街地を、楠港をどのようにするかというような審議もされたところでございます。そういった中で、楠港跡地につきましては、国際的なホテル、ウォーターフロントガーデン、ショッピングプロムナード、アミューズメント施設を誘致するとされたところでございまして、このような施設が観光産業を基盤産業としています別府市にとりまして、誘致すべき業種ではないかと考えて、中心市街地活性化基本計画の中にうたわれて、今回そのような募集をしたところでございます。

そして、なお、今回の基本方針といたしましては、中心市街地活性化計画の中にうたわれた自然景観に調和したウォーターフロントを構成できる施設、市民や観光客などの交流を深める拠点となる施設、中心市街地の活性化に貢献し、別府市全域に波及効果が期待できる施設、地域のまちづくりに寄与し、地域との調和を保てる施設、そういった具体的な基本的事項を示して募集をしたところでございます。御理解のほどを、よろしく願います。

○十二番（池田康雄君） いや助役さん、そういうことをすべて知った上でしゃべるわけでありまして、なお違和感を感じておるのだということをご理解をお願いします。続いて、新しく昨年七月から運営開始をしておりますべっぷアリーナとスポーツ観光について触れ、あるいはまた教育環境の整備について触れる予定でございました。時間がなくなったのではしりたいと思うのですが、限られた、残された時間の中ではしよれば、スポーツ観光という一つのところを、スポーツ振興課を体育館に送り込んで直轄運営させて、そして、そこで一方でスポーツ観光というようなジャンル、領域を彼らに押しかぶせて、僕は、スポーツ観光というのが進むことは難しいだろうし、今度一方では、別府市の大切なスポーツの振興という部分にまでしわ寄せがくるといえることがなければいいがということをご懸念しています。そのところをやっぱり観光課というふうにもたもた持っていくわけにはいかんのですが、少なくとも観光として、「スポーツ観光」という言葉は、何か近ごろというのですか、前市長時代から出てきました。言葉でいえば「文化観光」だっているわけでありまして、大原美術館なんというのは典型的な文化施設であります。観光スポットとしては超一流でありますよね。だから、そういうようなスポーツ観光というものを充実させていくには、どのような整備をする必要があるのか、あるいはどのような態勢で臨む必要があるのか。そして、それはスポーツ振興とあわせて、それでは文化の領域における文化観光的なものも対応するにはどうしたらいいのかというような観点から、ぜひスポーツ振興課の今日的あり方の是非を早い時期に検討してほしいと思うのです。趣旨を御理解の上、教育長、何かありますか。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

今、十二番議員さんから御指摘いただきましたが、私どもも、当初このアリーナをつくる時に体制をどうするかということで話し合いをいたしましたけれども、とにかくいろんな

条件で一年やってみよう、その中で、例えば県の場合は体育保健課と――総合体育館は別にありますから――そういうのも参考にしながら精査をして、とにかくこれは見直していかなければいけないということで、その件についてはすでに課長の方にも指示を出しております。これは、もうぜひ見直していきたいと思っております。

○十二番（池田康雄君） 今、教育長に答えていただきましたが、やっぱり教育長の、また話し合いの求めに応じて市長部局もいわゆるスポーツ観光なり文化観光なり、体育館の運営の本来ベターな運営方式というのを模索するという視点で、ぜひ真摯に教育委員会と対応してほしいということをお願いしながら、きょうの私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（清成宣明君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

○六番（萩野忠好君） 三月議会の質問も、いよいよ私で、終わりに近づいてきました。大変時間もかかっておりますけれども、あとは私と国実議員二人になりました。早く終わってほしいという気持ち、よくわかります。しかし、これは別府市議会議員さんの忍耐強さをひとつこの場で見せていただきたいと思います。最後まで御協力よろしく願いいたします。

それでは、まず幾つか質問をさせていただきますけれども、多少もうそれぞれの議員さんが三日間申し上げてきましたので、ダブる面もあろうかと思いますが、お許しを願いたいと思います。

私たちが住んでいます別府市は、海と山と、そして温泉に囲まれ、本当に恵まれた観光温泉文化都市であります。本年は、輝かしい八十周年を迎えることになりました。心から皆さんとともにお祝いを申し上げたいと思います。

さて、この別府市で市制施行八十周年記念の事務については、どのような組織で取り組んできたのでしょうか。経過説明をお願いします。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えをさせていただきます。

昨年七月に、別府市制施行八十周年記念事業実行委員会を設置しております。今日までに五回の実行委員会を開催し、記念事業の内容等を協議してまいっております。

実行委員会は、助役が委員長で、収入役が副委員長ということで、各部長さんを含めて十六名で構成されております。その下部組織としまして、関係課長によります幹事会というのがございまして、この幹事会も十四名で構成されております。幹事会は、さらに式典部会とイベント部会というふうに二部会に分かれて、式典とイベントという形の中で詳細について検討をしております。

○六番（萩野忠好君） 市当局も大変準備には御苦労もあったと思います。しかし、本年が八十周年ということではありますが、私がほかの人に聞いてみますと、民間との連携もよ

くされているのか、またムードが今ひとつではないかというお話もあります。やはりこれが成功するには、準備に当たりまして、もうちょっと民間や市民間のアイデア募集、あるいは合同会議をしてもっとムードを盛り上げてほしかったと思っております。本番は四月以降でありますから、いろいろと開催されると思うのですけれども、やはりこういう準備期間、助走期間が大変大事であります。その勢いで本番に突入しなければ、なかなか成功裏に終えることも難しいことがあります。

そこで、八十周年記念事業の企画案や開催日など、事業について概要説明をお願い申し上げます。

○企画調整課長（安波照夫君） 八十周年の事業について、簡単に説明をさせていただきます。

まず、三月二十日の開催の「木村弓コンサート」を皮切りに、二十一日には「博堂よ永遠に」――大塚博堂でございますが――「生誕六十周年メモリアルコンサート」、これをイベントとしまして、四月十六日のNHKラジオ第一放送の「ひるの散歩道」という公開番組が、ピーコンの方でやる予定であります。それから、四月十八日には、べっぴアリーナにおける記念式典及び記念イベント、それからボランティアの協働イベントであります泉都、これは「一〇一〇人」にかけて千十人集めてやるつもりでございますが、「泉都（一〇一〇）大シャボン玉大会」、さらに五月二十二日、二十三日には、NHK学園と別府市で共同します「別府俳句・短歌大会」、それから七月から八月にかけては、「なつかしの湯のまち別府歴史展」、これは仮称でございますが、そういうもの、それから恒例の冠行事、これは温泉まつりも含めてですが、その分も含めて八十周年を迎えるための一年になるように年間を通じて行事を今組み立てているところでございます。

そのほか、OBS大分放送等による「ぐるり二豊路」の放送とか、それから油屋熊八翁の記念碑のちょっと整理とか、そういうふうなものを含めて年間を通して市民の皆さんと一緒に八十周年を祝う行事を進めていきたいというふうに思っています。

○六番（萩野忠好君） 特にマスコミさんの協力はPR効果があります。しかし、これはやっぱり早くからお願いしておけば、いろいろと取り組んでくれるのがあるわけです。特にNHKさんの協力は、全国放送になりますので、これは過去私も聞いたことがありますが、「のど自慢大会」や「歌の祭典」などはもう全国で引っ張りだこですから、早目をお願いしたらどうかということも過去聞きました。

昨年の夏休み、NHKの朝のラジオ体操を別府にということ、私たち福祉関係が呼びかけで、これはもう二年前から呼びかけて実現をしたわけでもありますけれども、これも一つはそういう早目の呼びかけをすれば事ができるということもございまして。これについては、NHKだけではなくて、電信電話の管轄を郵政省がしてありましたので、NHKと郵政省、二つの方に、まずは大分そして熊本、東京ということをお願いに参った経緯があり

ますので、そういう面も含めてマスコミさんの協力、これは新聞も一緒ですけれども、ぜひ続けてお願いをしていただきたいと思います。

それから、八十周年記念事業に冠をつけてするものもあると思うのですけれども、冠イベントについてはどういうものでしょうか。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

四月から順を追って申し上げます。まず、「別府八湯の温泉まつり」、それから「べっぶ鶴見岳一気登山」、それから「アルゲリッチ音楽祭」、「別府八湯温泉泊覧会」、「別府夏まつり」、「市民体育大会」、「湯けむり健康マラソン・ウォーク大会」、「福祉まつり・市民と消防のつどい」、「別府市教育祭」、「生涯学習フェスティバル」、「クリスマス市民コンサート」、それから「べっぶクリスマスHANABIファンタジア」、「消防出初式」、「別府アジアピエンナーレ二〇〇五」、以上の十五イベントを冠イベントというふうに位置づけております。

○六番（萩野忠好君） やっぱり、いろいろな事業をするには随分お金もかかります。ですから、市だけではなくして、民間企業の協力もなければうまくできません。

私が、ちょっとある会社から聞いたのですけれども、「八十周年に協力をしようと思ったけれども、ちょっと市の対応が悪かったので、もう協賛金は出さん」というように聞きましたので、そういうことのないように、これから続けてそれぞれ努力をしていただきたいと思います。

それでは、八十周年記念事業の総予算は幾らになっていますか。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

式典とイベントを合わせまして二千万円以内におさめたいというふうに思っています。十五年度の補正予算でちょっとお願いした部分でございますが、十六年度当初予算において今計上しているところであります。一応この二千万という金額の中には、冠イベントに対する部分は含まれてはおりません。

○六番（萩野忠好君） 他の団体とも、また企業、市民の協力がなければこれは盛り上がっていきません。その八十周年に関してほかの団体や市民にこれからどういう協力態勢をしていくのか、お考えがあったら述べてください。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えをいたします。

私どもといたしましては、より多くの市民の方とともに八十周年を祝っていきたい、これが基本方針であります。より多くの市民の皆様にお祝いしていただけますように、冠イベント等につきましても余り、例えば営利目的以外とかいう部分の条件はございますが、十分に活用していただいて、十分に祝っていただきたいと思いますというふうに思っています。

それから、先ほどちょっと答弁し忘れましたが、NHKさんの公開番組等について、私たちも早目にNHKさんをお願いした経緯がございます。テレビ番組等についても、

お願いをした中でラジオという形の部分が決定されております。

それから、イベント等につきましても、木村弓のコンサートが二十日でございますが、これも宝くじの協賛金をいただいて、別府市の持ち代をできるだけ少なくするというような努力を重ねております。今後もできるだけ会社とかそういうことの協賛を受けながら進めたいというふうに思っています。

○六番（萩野忠好君） これからも大変な御苦労が続くわけでございますけれども、やはり八十周年記念事業ですから、これは市当局だけではなくして、やっぱり市民と一緒にあって、そして各企業、会社等の協力を得て、「八十周年、大変よかった」、そういう気持ちで終わるように私も望んでいますし、私たちも一生懸命協力をしてまいりたいと思います。長丁場ですから、ひとつ皆さんでムードを盛り上げて頑張っていきましょう。よろしくをお願いします。以上で、この項は終わります。

では、次に福祉行政について質問をさせていただきます。

まず、質問の前にお礼を申し上げます。昨年六月議会におきまして、私も質問させていただきました知的及び精神障害者に対して、身体障害者と同じ条件で水道料の福祉減免をお願いしました。早速ことしの四月より実施していただくことになりまして、先般、市報でも拝見させていただきました。この点について、浜田市長、宮崎水道局長さん、そしてそれぞれ関係者の皆さんに、心から感謝とお礼を申し上げます。どうも、まことにありがとうございました。

福祉行政については、いろいろと当局も大変ということは、よく承知しておりますが、今回は急を要する障害者の基本計画策定と十項目について質問させていただきます。

まず、障害者に対する基本計画は、国から県、市と流れて、そしてそれに関連するものを県、市・町村で具体的に肉づけをしていくのでありますが、当然別府市においてもそのような考えであると推測します。このたびの第三期の大分県障害者基本計画の策定は、平成十六年度――ことしからです――二十五年までの十年間は、身体障害者、知的障害者、精神障害者の三障害を一体とした策定をするとなっています。過去の策定については、大分県は、第一期が昭和五十六年から十年間、第二期が平成六年度から昨年までの十年間で終わりました。この障害者施策を実効性のあるものに推進するためには、今一度、福祉とは何か、福祉施設の充実、障害者の教育、雇用問題、まちづくりへの参画など多岐の分野にわたり施策を盛り込んでいただきたいのであります。

それでは、質問します。これまでの取り組みについて。また、これから始まる第三期の新たな障害者基本計画の策定について、市はどのように考えているのか、お伺いします。

○障害福祉課長（安部 強君） お答えをいたします。

別府市の障害者計画についてですが、まずこれまでの分ですね。国や県の計画の方向性をもとにしまして、障害者福祉に必要な施策・事業を課題別に体系化し、総合的な施策の

推進を図るための基本的な行動計画として策定をしてきました。

次に、今後の分になります。新たな大分県の障害者基本計画と連携をするということで、県の基本計画案につきましては、県が設置しました障害者施策、推進協議会において作成して、今月の十九日、あと一週間もないのですが、広く県民の意見を募集するというので、現在パブリックコメントの募集を行っているところであります。また計画の実施計画部分に当たります圏域計画については、別府速見圏域障害者計画策定協議会を設置し、圏域計画及び圏域での数値目標について協議する中に別府市として参加しているところであります。

○六番（萩野忠好君） 別府市の障害者計画の策定には、ただ単に国や県に合わせることでなくて、人それぞれの個性や環境も違います。別府市もぜひ独自性のある施策を取り入れていただきたいと思います。これからは障害者はふえてくると思います。最近、「障害者、地域で暮らすフォーラム」を開催しながら、障害者関係者のお話を聞く機会がふえてきて、大変喜ばしいことと思っております。健常者の方々も、それぞれ参加をして理解を深めていただいております。

今後は策定委員会など設置していただき、独自性のある立派な策定をされるよう期待していますが、どのように思いますか。

○障害福祉課長（安部 強君） お答えいたします。

新しい別府市の障害者計画につきましては、十六年度に策定する予定でございます。別府市につきましては、人口や障害者の割合で圏域の約七割を占めております。この圏域計画は、別府市の計画と言えるような状況となっているものであります。

別府市の独自性につきましては、策定委員会を設置する中で協議していきたい、そういうふうを考えております。

○六番（萩野忠好君） 次に、別府市が身体障害者福祉モデル都市の指定を受けておりますけれども、これはいつ受けたのでしょうか。また、指定後はどのように取り組みをされたのでしょうか。

○障害福祉課長（安部 強君） お答えいたします。

身体障害者福祉モデル都市につきましては、昭和四十八年に国が制度化したものであります。四十八年七月二十六日に、全国で別府市を含めまして六都市が指定を受けております。これは道路等の生活環境を改善し、身体障害者の行動半径を拡大することにより、社会復帰を容易にする目的で指定されたものであります。別府市では、この指定後昭和五十年までの三年間で総事業費一億八百万円を投入して歩道の段差解消、それから音響式の信号機の整備、身体障害者福祉センターの建設などを行っております。

○六番（萩野忠好君） それでは次に、本年度の福祉関係の総予算と、その中身の、身体、知的、精神、三障害者の関係の予算は幾らになっておりますか。

○障害福祉課長（安部 強君） お答えいたします。

十六年度の福祉関係の予算ということですが、介護保険などの特別会計を除きました一般会計でいきますと、三款の民生費が百七十億五千百六万七千円となっております。これは、一般会計の四四・二％を占めております。

次に、障害福祉関係ということですが、この中に一部重複してしまっていて、障害別に区分できないものがあります。それをその他ということであらわしますと、身体障害者関係が七億五千八百三十一万九千円、それから知的障害者関係が五億二千二百七十七万円、精神障害者関係が一千三百三万二千元、その他が一億二千二百二十二万二千元、合計で十四億一千六百三十四万三千元となっております。

○六番（萩野忠好君） 大変ありがたいことに、相当なお金が使われているようであります。今、一般会計の四四・二％が民生費で予算化しているということですが、本当、これはなかなか今の厳しい状況から大変と思っております。障害者関係者においては、やはりそれは感謝しなければならないと思うわけでありまして。

それでは、ちょっと数のことですが、障害者のそれぞれ数の推移はあると思うのですが、いろいろ言っても小さいことは全部というわけにはいきませんので、平成四年度と平成十四年度の障害者数はどうなっていますか。

○障害福祉課長（安部 強君） お答えいたします。

障害者数ということですが、平成四年度の身体障害者数が五千五百二十三人、それから十四年度末が六千五百七十八人で千五十五人の増となっております。知的障害者につきましては、四年度が四百五十五人、それから十四年度末が六百三十五人、百八十人の増加となっております。精神障害者については、十四年度末が百八十人、これが七年度に制度ができておりますので、十四年度末が百八十人となっております、全体で七千三百九十人となっております。これを構成比で見ますと、身体障害者が一番多くて八九％、知的障害者が八・六％となっております。障害者の人口に占める比率で見ますと、五・九七％となっております、全国平均では四・二一％、別府市が一・七六ポイント多くなっております。これを人数で見ますと、約二千二百人別府市が多くなっているような状況であります。

○六番（萩野忠好君） やはり別府市も障害者の方が大変ふえてきております。聞くところによりますと、現在七千四百人ということですが、それにまた、その人、障害者を中心として家庭があるわけですから、親やきょうだいも一緒にかかわってきております。そうしますと、障害者に対して別府の方々は身近で約二万五千人の人がそれぞれかかわっているのではないかという話を先般も聞きました。ですから、別府の人口を比べますと、十二万五千ですから、約五分の一は何かと障害者とかかわりがあるということになります。ですから別府というのは障害者に優しくなくてはなりませんけれど

も、逆に言うといろいろな出費、お金もふえてくるわけでありませぬ。

その中で一番これから困ってくるのは、施設の問題が出てくるわけでありませぬ。障害者が利用できる施設は、現在どのようになっていますでしょうか。障害者別に、施設数と定員についてお答え願います。

○障害福祉課長（安部 強君） お答えいたします。

障害別ということでありませぬ。身体障害者については授産施設や更生施設など十八の施設がございまして、定員が九百八十四人、それから知的障害者関係が五施設の九十二人、それから精神障害者関係が五施設の六十二人、これ以外に重症心身障害児施設として二施設百八十人となっております。

○六番（萩野忠好君） そこで、今大きな問題を一つ抱えております。別府市内では障害者関係で有名な太陽の家がありますけれども、ここにつきましては、大手企業からの協力を得ている会社です。したがって、身体障害者に対する授産施設や更生施設はある程度は整っております。しかし、三障害の中の一つで知的障害者の施設は少なく、特に問題でありますのは、更生施設とショートステイのできる施設が別府にはありません。現在、別府市内で知的障害者の手帳を持っている人が約六百人いると聞いております。これらの人は親、きょうだい、家庭の事情によって病気またはやむを得ないことが生じた場合、障害者の面倒を他の市町村に連れていかなければなりません。別府市の人口は、大分県内では二番目と言っておりますけれども、現実にはそういう障害者、知的の障害者は更生施設関係、ショートステイでは大分市、杵築市、宇佐市などにお世話になっている状況であります。親が元気なときは車やバスで行きますけれども、現在は親も障害者も高齢化してきておりますし、別府市内にないのは非常に不便であります。

五年前に、大分市で二つの不幸な事件がありました。ここに新聞記事がありますが、議長のお許しを得て、浜田市長さんにちょっと見ていただきたいのです。浜田市長さんも県議時代のときは、この問題に恐らく取り組んでこられたと思うのですけれども、今、よみがえっているのではないかと思います。ちょっとすみません、見てください。（事務局、市長に資料を渡す）少し読ませていただきます。

「大分市内で重度の身体障害者の介護を続けてきた高齢の母親が、我が子を絞殺し、自分も自殺する事件が相次いで起きた。警察の調べは公判を通じて、年若い将来を悲観した母親の深い苦悩が浮かび上がっているが、二つの事件が、障害者を抱える親や福祉関係者に与えた衝撃は大きい。母親は、なぜこの手段を選ばなければならなかったのか。福祉の手は、母親の心の中へ届かなかったのか」。これは五年前の七月四日夜、大分市内の民家で七十一歳の母親が、長男当時四十五歳を絞殺し、自殺を図った事件であります。長男は、三歳のとき、日本脳炎の後遺症で食事、排便もひとりでできない重度の心身障害者となりました。六歳から埼玉県内の重度知的障害者施設に入所、重度の障害を理由に面倒を

見きれないと施設から退所させられる悲哀も味わい、二十一歳のときから自宅での介護がずっと始まってまいったわけであります。ですから、約二十四年間、母親は生活のすべてを長男の介護に注いだ。外出は、買い物と長男の薬を取りに行くときだけだった。やがて老化が母親に忍び込む。年老いた後、長男をどうしたらいいのか。その明確な結論を見出せないまま、母親は五年ほど前から、自分が動けなくなったら長男と心中すると漠然と考えておりました。しかし、その後、納得できるような施設は見つからなかった。七十歳を過ぎての介護は、肉体的にも精神的にもぎりぎりの状態に追い詰めた。六月下旬、母親は肺結核と診断されて、自分の長期入院を悟り、来るべきときが来たと決意し、犯行に及んだのです。こうするしかなかったというのが、一つの例であります。

もう一つの事件は、十月二十六日、マンションで起きました。「六十三歳の母親が、重い知的障害を持つ次女を絞殺、みずからも首をつって自殺した。次女は、幼児期の発熱がもとで重度の知的障害者となり、対話能力がほとんどなかった。母親は無職で、やはり生活のすべてが次女とともにあった。長女は結婚せず、母と妹を支えてきた。無理心中の現場には、『立派に生きて幸せになってほしい』と長女の将来を気遣う遺書が残されていた」。こういう本当に悲しい二つの事件がありました。

ですから、私は、このような面倒を見ることができなくなる、行き場のない人は悪いことを考え、自殺をしてしまうのではないかと思います。私も同じ知的の重度の子供を持つ親として、気持ちはよくわかります。私も将来、自分がどうなるかわかりません。過去、十数年前から別府市に知的障害者の更生施設を建設したいので、自己資金をそれぞれ寄附してもらい、そして建設をしたいという親御さんの気持ちと一緒にいたしましたけれども、その土地がありません。土地をぜひ別府市に貸与してほしいと再三お願いしてまいりました。しかし、部課長対応で「土地はない」ということで断られ、気持ちのわかる市長さん初め関係者はいなかったようであります。今の方はそうではないと思います。今度の浜田市長は、「市民の目線で優しい心ある人」と有名であります。事実、私も浜田県議時代、いろいろな県議会のことを新聞等で拝見させていただきました。福祉政策には非常に御理解があるということで強くそのときは味方と、深く感謝いたしておりました。別府市内には知的障害者の更生施設やショートステイの施設がないのを市当局はどう考えているのでしょうか。この点について、ひとつ御答弁があればよろしく願いいたします。

○障害福祉課長（安部 強君） お答えいたします。

施設の整備につきましては、別府市の障害福祉計画、それから別杵速見圏域障害者計画に基づいて推進してきたものであります。今、御質問の施設のうち計画されたものとして、通所授産施設の増員、これが計画されておりましたが、更生施設、入所施設につきましては、杵築市などの施設を利用するというので、市内での新設は計画されていない状況であります。

また、ショートステイにつきましては、知的障害者・障害児ということで二床、延べ利用日数として百五十日で計画されております。現在までの状況としまして、二つの施設で実施されておまして、十五年度の、これは決算見込みになりますが、利用延べ日数の見込みで百七十四日と見込んでおります。

○六番（萩野忠好君） 計画がないということでありまして、まだこういう状況が続いているわけでありまして、私は、皆さん方にぜひこの点については、市当局並びに議員の皆さん、そして一般市民の皆さんに訴えたいのですが、ぜひこの別府市にそういう更生施設や、あるいはショートステイのできる知的の施設をやっぴり考えていただきたいと思います。福祉は甘えるばかりではございません。しかし、大事なことは、そういう困っているときに助け合うのが福祉の施策の一つではないか、そういうふうに思うわけでありまして、今後ともどうぞひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから……（「市長」と呼ぶ者あり）市長は、一番最後にちょっと答弁をお願いいたします。（笑声）

それから次に、ちょっと福祉関係のガイドブックについてお尋ねします。

福祉関係のガイドブックは、これは別府市も、大変悪いのですが、おくれております。大分市やほかのところでは、わかりやすく発行されています。私も幾つか見させていただきました、きょうは持ってきておりませんが、やはり障害者に対してガイドブックや印刷物をつくれれば、市当局も説明しやすいし、また障害者もそれぞれ自分で見れば、ある程度のことかわかってくると思います。もっと福祉関係のPRをすることが大事なことはないでしょうか。そのPRについて、何か考えがあれば、どうぞお願いします。

○障害福祉課長（安部 強君） お答えいたします。

まず一点目の、ガイドブックということでありまして、確かに大分市のガイドブック、私も一冊いただいておりますが、立派なものできておるようであります。別府市につきましては、現在、社会福祉協議会において障害者関係それから高齢者関係、難病関係をまとめたガイドブックを作成しておりますので、それを利用していきたいと考えております。

それから、もう一点のPRということでありまして、これまでは制度の改変や障害者の日など、お知らせしなければいけないことにつきましては、市報などで周知を図ってきたところでありまして、障害者本人につきましては、手帳交付のときに「サービスの一覧表」というものを作成しておまして、それをお配りしております。ただ、別府市に――障害者の数ですが、そういうものとか――まだ御存じでない方もおられると思います。今後、どのような方法でPRするのがいいのかということを検討していきたいと思っております。

○六番（萩野忠好君） ぜひ、よろしくお願いを申し上げます。

それでは土木課長、入ってください。

先般、大分合同新聞さんとNHK大分放送局との共同企画で「バリアフリーを考える」

という特集号を組んで報道されました。皆さん方も新聞あるいはテレビ等で拝見された方もいらっしゃると思うのですけれども、この点については二番議員と十七番議員さん、私と三人、上人、別府大学通りですか、あそこに参加させていただきました。その中で一番問題がありますのは、やはり道路の問題であります。非常に歩道が狭く、そして段差が多いということでありまして、歩道の整備がおくれているなど、皆さんそれぞれがおっしゃってありました。また、トイレなどの改修もテレビ等でありましたけれども、きょうは、特に一番重要な歩道の問題についてお尋ねをします。

市当局の方で、障害者がどこどこに一番多く利用されているか、そういうところを把握しているのかどうか。もしわかれば、どうぞお答えください。

○土木課長（金澤 晋君） お答えいたします。

動向実態調査はしておりませんので明確なことは申せませんが、市内には約七千四百人の障害者の方が居住しておりまして、居住している地区周辺道路を中心にしまして市道を利用しているのではないかと考えておるところでございます。まず亀川地区は、企業型授産施設であります太陽の家が立地している関係で、新聞報道によりますと、太陽の家関係の障害者の方が五百人ほど亀川で暮らしているとのことであります。このように亀川地区の市道は、障害者の方々が生活道路として活用していると認識しております。次に、また、別府駅を中心にします中心市街地の市道も公共交通機関を利用しまして、大型商業施設への買い物等に多くの障害者の方々が利用していると考えております。また、国立別府重度障害者センターがあります南荘園町には多くの方が入所されておりまして、リハビリを兼ね周辺道路を利用しております。南立石公園から鉄輪までの別府山家線につきましては、沿線に社会福祉法人別府発達医療センターがありまして、多くの子供さんたちがリハビリに頑張っているところがございます。介護の方と買い物をしている姿をよく目にしております。また、ほかに病院などのほかの施設も点在しておるところでございます。議員さん御承知のように、この道路は県道でありまして、山側に一メートル程度の狭い歩道しかありません。その一メートルほどの歩道しかありません中に電柱などの障害物がありまして、車いす等の通行や歩行に大変支障がある状況となっております。さらに、先日、議員さんも出演されておりましたテレビ番組の中で、別府大学通りのバリアフリー探検で車いすに乗りまして現況を体験されておりましたが、大変感動いたしました。この道路周辺にも多数障害者の方が居住され、買い物や娯楽等、日常生活に利用しているところがございます。

以上のように、別府市内には多くの障害者の方が居住しておりまして、居住地、就業地や核となる医療施設等を中心に日常生活の中で道路を活用していただいていると認識しているところがございます。

○六番（萩野忠好君） 道路を整備するにも、またたくさんのお金を要すると思います。

しかし、実際、私どもが車いすでその身になってずっと下っていきますと、危ない場所がいっぱいです。また、横に狭い道路の中で車が横を通って行きますので、何と申しますか、すぐ事故が起こるような気がしてなりません。そして、上人通りもそれぞれお店屋さんがございますので、それらのお店に入る、また駐車場に入ると、そのこのところの段差がまたあるわけございまして、何も道路を真っすぐということだけではございません。横にそれぞれ入っていくところの段差もあるわけでありまして、ですから、これはやはり皆さんで考えていかなければならないことと思っておりますが、いずれにしても市の直轄ではありません。県道もということでもありますけれども、やはりこれはそういうことを県の方に再三言っていたきたいと思うのです。そして、県の方の取り組みをおくれていますと、やはり事故があってから後ですということ、もうもったいない話であります。だから早急にひとつ、県の方に申し入れをしていただきたいと思っております。

それから、先ほど出ました、私も九月議会の中で、上の西別府病院の下のやはり県道ですけれども、これも皆さん、障害者の方の随分苦情が多いようでありますから、その辺の総括的に今状況はどうなっているのか、あるいは県の方にこれからどういうふうに言っていく、そういうことがわかれば教えてください。

○土木課長（金澤 晋君） お答えいたします。

別府山家線の歩道整備につきましては、先ほど申し上げましたが、現状は一メートル程度の狭い歩道しかありません。障害者の方や車いすの方が安全に通行できないというような状況になっているところでございます。この道路を管理しております大分県に、今、段差の解消を含めて歩道の改修等を要望しておりますが、再度要望を行い、バリアフリー対応の道路、歩道の実現に向けて精力的に働きかけていきたいと考えているところでございます。

○六番（萩野忠好君） ぜひひとつ努力をお願い申し上げたいと思っております。やはり一般市民の方は県道とか市道とかいうのは、なかなかわかりにくい面もございまして、当然一般の人が見ると「あれは別府の道路だな」、そういうことがありますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、福祉の質問はこれで終わりますけれども、ここで、福祉に御理解のある浜田博市長さんに、自分の思いを語っていただければ大変ありがたいと思っておりますので、市長、忌憚のない御意見をよろしくお願い申し上げます。

○市長（浜田 博君） 六番議員さんの福祉に対する思い・熱意が、本当にひしひしと伝わってまいりました。しかも、先ほど平成十年の新聞を見せていただきましたが、当時、私は、これを県議会で取り上げたことを思い出しております。相次いで二つの事件が大分市で起こりましたですね。この二つの事件が与えた衝撃というのは、障害児を育てる母親、父親だけではなくて、その関係者のみならず、県下に衝撃が走ったように私は感じており

ます。議会でも本当に涙ながらに訴えて、いろんなネットワークも含めていろんなところで調査をさせてもらいましたが、なぜ精神的にも肉体的にもぎりぎりの段階、母親が最悪の手段でしたね、ここの手段を選ばねばならなかったのか。それまでに、例えば先ほど相談窓口の問題とか、何か対応があったのではないかという部分で厳しく県を追及した思いが今しているのですが、福祉の手が母親の心の中に届かなかった結果、こういう本当に悲惨な痛ましい事件になったというふうに感じております。

思いを言えといえ、本当にそういう、先ほども別府市にはショートステイ、さらには更生施設がない。福祉の宣言をしている別府市としては何だというおしかりであろうと思いますが、今、計画が即はないということですが、新しい十六年度には障害者計画も今策定する予定で準備をしております。いろんな意味でこの更生施設ができる知恵を何とか絞りたいという思いが今あります。ショートステイにしても、それから、それに至らなくても相談窓口の問題、さらにはサービスを受けられるそういう一覧のPRさえまだ十分ではなかったという部分も今わかりましたので、できればそういったことにしっかり前向きにできる方向で検討させていただきたい、このような気持ちで、思いだけでございますが、お約束まではできませんが、精いっぱいそれに向かって頑張るということで御理解をいただきたい。そういう本当に困っている人たちに光を当てる、これが福祉の原点だと私は感じておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○六番（萩野忠好君） 大変御理解のあるお答えをいただきまして、ありがとうございます。我々障害者を抱える親御として、また一生懸命頑張っていくつもりであります。また、きょう、お聞きになった議員の皆さん方の温かい御理解を得るということを確信いたしておりますし、市民とともに、それぞれまた障害者とともにバリア、壁をつくることなくこれから一生懸命に地域で皆さんとともに明るい生活ができるように、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、時間も迫ってまいりました。観光について。

別府市は、観光立市であります。最も大事なことは、観光の取り組みが重要であります。本年は、観光について浜田市長も真剣に取り組んでいる姿は評価できますし、観光戦略会議やまちづくりなど、いろいろとそれぞれの分野で今検討いたしておりますけれども、現在のそれぞれ観光課で行っているPRはどのようにしていますか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

現在、東京、福岡でのエージェント、また行政担当者等を招き、観光懇談会を東京と福岡で行っております。また韓国等におきまして、観光ミッションを派遣いたしまして、誘致宣伝に努めているところでございます。それから、広島、山口、愛媛を囲む西瀬戸トライアングル、このPR事業も行っておりますし、また大分県との共同事業でございまして、韓国、中国のマスコミ、エージェントを招待しての誘致宣伝、また、その他テレビ・

ラジオ・雑誌等のマスコミによります広告宣伝、それから、他都市と連携しております広域観光の宣伝事業等を行っているところでございます。

○六番（萩野忠好君） それでは、観光予算は幾らになっていきますか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

観光課全体の予算でございますが、四億七千六十七万四千元でございます。その中の観光費が、三億三千二百二十五万九千元でございます。

○六番（萩野忠好君） やはり別府は、観光立市であります。観光なくして別府の発展はありません。ですから、ぜひこれは観光に対するやはり取り組み、そしてまたむだなお金を使わないように。やっぱりお金の要るところには当然それを使っていかななくてはなりませんけれども、その辺は十分今後考えていただきたいと思っております。

今、国では去年から、小泉総理が「観光国日本をつくる」ということで、初めて観光に取り組む姿勢を強くいたしております。特に台湾それから韓国、過去において一人でも多く日本人のお客さんを誘致するというので、私も現職のときには再三行きて、現地の人から、「ぜひ日本人さん、多く来てください」、そういう強行な呼び込みがございました。別府市におかれましても、せっかくこういうお金を使うわけありますから、ぜひ一生懸命にそういう取り組みをしていってほしいと思います。やはりお客さんが来ないと、なかなか現実的にこの別府市内の経済も回っていきませんので、その点についてはよろしく願います。また、何らかの機会には再度小さいことは言いますが、きょうはもう時間もありませんので……。

ほかの団体との連携はうまくいっていますか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

別府市の将来について観光の繁栄・発展なくして活性化を期待することはできないと認識しております。そのため行政のみならず別府市観光協会、それから旅館ホテル組合連合会、それから会議所、それから料飲組合等の同様の認識を持ちながら諸施策を展開していきたいと考えております。

○六番（萩野忠好君） それでは次に、私はやっぱり誘致宣伝、いろいろな計画案を見せていただきましたが、私らの前やったのと同じこともずっと継続いたしているものもございいます。「継続は力なり」でいい面もありますけれども、余り情性的にならないようにしていただきたいと思うのですけれども、やはり内容については見直しをする項が幾つかあるのですけれども、こういう点についてひとつ観光課、あるいは戦略会議の中でいろいろと皆さんの御意見を聞いてしていただきたいと思うのですが、その点、課長はどう思いますか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

議員御指摘のとおりだと思います。我々観光課としましても、今、協会等の共同宣伝と

申しますか、負担金等で一緒に宣伝をやっておるわけでございますが、やはり三年間をめぐりにいろいろ施策を練りながら観光宣伝を考えていかないと、なかなか難しい面も出てきておりますので、特に海外におきましては、やはりまだ韓国、台湾、これから中国というようなことになると、中国におきましては、まだまだという懸念もございますので、やはり韓国、台湾に力を入れていきたいと考えておりますし、今年度は東京で行います懇談会をやめて、誘客推進事業ということで、これは誘客につながる旅行商品のチラシ等を、やはりエージェントと一体となつてこういうのをつくり上げて誘客に努めたいと考えておりますし、やはり先ほど申しましたように、三年を周期にいろいろと考えてみたいと思っております。

○六番（萩野忠好君） それでは次に、マスメディアの利用、あるいはPRの印刷物、これについてもPR宣伝が重要な役割をするわけでございますけれども、こういうお金については、現在どのようになっていますか。以前よりふやしているのですか、どうですか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等の広告料が主でございますが、このうち今二千万円を広告宣伝費として使っております。印刷製本につきましては、観光パンフレットそれからチラシ等で約五百万円、つくっておりますが、今後におきましても、先ほど申しました、今中部地区の方が、別府市としてはちょっと弱い面がございますので、中部地区をターゲットに旅行エージェント等とタイアップしながら――先ほど申しましたが――そういう企画商品のチラシ等もつくっていききたいと考えております。

○六番（萩野忠好君） 言いたいことは、ほかの公園のこともあったのですけれども、もう時間がなくなりましたので、ちょっと観光関係で最後に申し上げます。

新しい企画、それからアイデア募集を、ぜひ今後についてしていただきたいのです。私が言うのもおかしいのですけれども、やっぱり別府は足湯と、それから現在桜、それからもう一つはイルミネーション、この三つのひとつ観光の取り組みをしたらどうかな、これは私案です。ちょっと思いだけ私も言って終わります。

まず一つは足湯ですけれども、足湯については、現在別府も大分ふえつつあります。特に別府の駅前にも足湯をつくれればできるところというのは、先般も駅も出ておったのですし、それから近鉄跡地もありますし、それからその前の高等温泉前、伊予銀行の前、そして下ってトキ八の前、それから平和会館の前、そういうところには全部温泉の泉源があるわけです。ですから、メインストリートだけでも数カ所ありますし、それからそのほか亀川温泉旅館でも足湯をつくっているし、地獄の方にもつくっております。だから私の言いたいのは、その足湯をたくさんつくって、民間の協力を得てつくってもらって、今、温泉路、お湯に入るのが八十八カ所めぐりで「名人」をもらえますけれども、足湯を八十八カ所つくってもらって、ここにもひとつ温泉に入るそういうこれはおもしろさといえますか、

PRにぜひしていただきたいと思うのです。これは一遍には、すぐはできませんけれども、やっぱり一つずつ今から取り組んでいかないと、すぐできるものではありません。ですから、ぜひそういう足湯の協力をまずひとつお願いしたい。

それから次に桜の名所ですが、先般も浜田市長さん、それから朝倉議員さん、ほかそれぞれ実相寺の桜を植えるということで来ておりました、高橋議員も来ておりました。私も行きましたけれども、やっぱり日本人には桜が最も大事であります。というのは、桜の名所をつくれれば、絶対これは私もお客が来ると確信いたしております。それはなぜかといいますと、今、旅行エージェントでも「桜の名所めぐり」と言いまして非常に募集をして、こういうふうにいるんな折り込みがあるのです。これは「桜めぐり」。ですから、そういう桜の名所を別府に多くしていただきたい。特に私が要望するのは、別府公園なのです。というのは、桜を見るのはなるべく平たんな方が、一杯飲みながらでも、食事をしながらでも見ることができるのですけれども、斜めになると、遠くから見ないといけません。やはりその場でゆっくりできる桜の名所をつくってほしいというのが、私の提案です。それから最後に、もう一つはイルミネーション。これは、前々市長のときに別府公園にライトをつけた大きいのがあります。これはたしか二億ぐらいかかったのではないですか。その電源がいまだあそこに眠っているわけですから、今、冬のクリスマスのときに青年会議所さんがクリスマスツリーをあそこの、チッカマウガのクリスマスをみずからつくっておりますけれども、これは札幌の雪まつりのように、それぞれコーナーを上げてあの電源から引っ張って何かうまく利用できないのかな、そういう気がしてなりません。ひとつこれについても考えていただきたいと思います。これは、きょうはもう、答えはいいです。ですから、そういうふうによろしくお願いいたしたいと思います。

それでは最後に――公園がありませんので――この最後の方の、質問事項に対する市当局の回答について述べて終わらせていただきます。

私も一年間、おかげさまでこの議会を務めさせていただきましたけれども、いろんな議員さんから提案する事項、質問事項についていい勉強になりました。また、市当局につきましても、本当にいろんな御苦労もあって、一生懸命に答弁をしていただきました。しかし、いろいろな答弁の中で検討する事項もありましょうし、またすぐお答えもできるものもあります。ただ感ずるに、余りにも、議員が言ったから、何とかそれを今すぐ答えができませんので検討するという意味ではなくして、もうできないものはできないと、そういう御意見も承った方がわかりやすいと思うのです。これには、しかし理由が要ります。こういう理由でちょっとできにくいということがあれば、それは率直にやはり回答願いたいと思います。

それから、先般、大分の市議会におきましては、新聞で出ていましたように、六月議会で一年間の検討事項、四月から三月までの検討事項をそれぞれ公表するという事になっ

ております。ぜひそういう面についても、別府市の事務当局も考えていただきたいと思っております。その点についてどうですか、総務部長。

○総務部長（須田一弘君） ただいまの議員さんの御提言でございますが、この議会の一般質問さらには議案質疑等で議員の皆様方から御質問をいただきました点につきましては、私どももできる限りの状況の把握に努めながら的確なお答えをしたいと考えておるところでございます。状況に応じましては対応が難しい旨を明確にお答えする場合も出てきようかと存じます。また、案件の内容を詳細に調べなければ、「できる」とか「できない」とか断言するようなときも出てまいります。したがって、このようなときには「協議いたします」とか、あるいは「検討いたします」と答弁せざるを得ないような状況も出てきようかと思っておりますので、そのときはどうぞよろしく願いをいたします。（発言する者あり）

○議長（清成宣明君） ちょっと休憩をさせてください。（発言する者あり）いえ、終わるのですけれども……。暫時休憩します。（発言する者あり）ちょっといろいろありまして、ちょっとその他の事項等がありますので、休憩いたします。

午後四時 五十分 休憩

午後五時 十二分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○四番（国実久夫君） 最後の最後になりまして、皆さん、お疲れのことと思います。

それでは、私は、単刀直入にお聞きして、終わらせたいと思います。

質問事項の通告のうち、公設市場清算会社につきましては、二五％の第三セクターであり、取締役会に部長が出ているということで、部長とお話ししまして納得しましたので、部長に今後をお願いしまして、次の事項に移りたいと思います。

楠港埋立地その後についてであります。これも先ほどから何度も重複して質問されております。私も最後になるとは思っておりませんでしたので、通告しましたけれども、（笑声）こういうときもあります。

私は、一点だけ選定委員会について不満もありますけれども、もう決まった以上は、この七社の申し込みを大事にしまして、選定委員にしっかり選んでいただきまして、もう一任したいと思っております。

ただ一つ。地元市会議員としまして、インフラ整備に十分早急に対処していただきたいと思ひまして、この項も終わります。

温泉行政について、お尋ねします。

私は、十二月にあるまちを歩いておりまして、食堂に入りますと、店長オーナーいわく、「竹瓦が今ものすごい人気で、私たちが何とか協力したい」ということで、入浴券とタオルを支給している。自費で支給しております。しかし、残念なことにその入浴券とタオル

ルがむだになっている可能性もありますと、そういうことを聞きまして、何とか協力をしたいなと思って質問事項に上げました。自営業者の方はそれなりに竹瓦に便乗して自分たちの売り上げにも一生懸命対処しているわけでありまして、商店街に対する駐車場の補助金等がありますけれども、何とか補助金とか利用者の数を把握するとか、協力してあげる部分があったらいいなと思って通告した次第です。御答弁をお願いします。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

御指摘のようなお話があることは、お聞きしております。活性化の一環として事業をされている方が考えられたことと思います。こういったお考えの方がますますふえてきていただければ別府の発展につながっていくのではなからうかと思えます。

さて、自営業者の方がお客様にお配りしている入浴券というのは、恐らく回数券のことだと思います。この販売につきましては、振興センターに条例に基づき委託しておりますが、市民券と違い、どなたが何枚でも買える回数券になっております。まちづくりへの寄与も含めて御自身の事業運営に努められていることに対しましては敬意を表したいと思えますが、回数券自体、購入される段階で一割引となっております。この辺が補助的な面と考えていただいても結構なのですが、この旨で御理解をいただきたいと思えます。

また、先ほど申しましたように、回数券につきましては、どなたが何枚でも買えるという形の部分でありますので、この辺につきましては数の把握はしておりませんので、この旨もあわせて御理解いただきたいと思えます。

○四番（国実久夫君） 今後検討していただきたいと思えます。私は、全国紙の「D・ファイル」というのがありまして、それを見ておりますと、結構アイデアというのですか、愛知県豊田市には美術館の半券で地元の飲食料が割引になる、「味な試み」とか載っております。また、茨城県牛久市では、第三日曜日を「一家だんらんの日」として小中学校に割引券を配布している。結局このようなアイデアがどんどん載っております。別府にもすばらしいアイデアで何とか活性化していただきたいと思えます。

それで、この項を終わります。

次に届けております扇山ゴルフ場については、今、三月の終わりでありまして、三月の決算書を吟味しまして、六月、九月議会で取り上げたいと思えます。

これで質問通告事項を終わりにいたしますが、最後に一言、一年間の議員生活を振り返りまして述べさせていただきます。

別府市のホームページを見てみますと、市長に直接の手紙という欄がありまして、私も早速思いを提言、市長にいたしました。夢はかないませんでしたけれども、八課に対する私に対する返答が、八課からも懇切丁寧に参りました。私は、感動しました。誠意ある対応をしていただける別府市であれば、別府市はますます発展するものと確信しております。今後とも何かいい案がありましたら、市長に提言いたしますので、（笑声）誠意ある回答

をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。市長、何かありましたら、一言お願いします。

○市長（浜田 博君） 貴重な御提言、ありがとうございました。私も「市長室へどうぞ」というメールの中で全国から、また市内の皆さんからもたくさんいろんな注文とか、またいいおほめの言葉も、職員に対するおほめの言葉もいただいたり、いろいろとありがたいことも、また嫌なこともあります。しかし、議員さんの提案というのは、普通一般的に議会の場とか、（笑声）御提言、文書になる御提言とかは経験があるのですが、メールで御提言をいただいたといえますのは本当に珍しかったので、（笑声）国実議員さんの珍しいケースで私はよく記憶をいたしております。確かに一月七日でしたかね、正月明けにメールが入りました。私も早速御提言の内容を拝見したところ、確かにこれは、ああ解決できる問題ではないな、難しいな、どう返事しようかと思いましたが、広範多岐にまたがっておりましたから、各課に私が指示をいたしまして、各関係課、本当にまじめに一生懸命現地に行ってみてもらった課もありますし、努力をいただいて検討して、回答について報告するように私が指示をしましたら、きちっとその後、各課から回答をこういうふうにしましたという報告もきちっと受けました。本当に職員の皆さんが一生懸命頑張っていた成果だと思えますが、中身としては、結果的にあなたの思うとおりにならなかった部分が多かったと思うのですが、しかし、地域住民の代表である議員の皆さん全体に言えることなのですが、市政に対するいわゆる積極的な御提言をいただいております。本当にありがたく思っておりますので、今後ともメールでも結構でございますし、議会でも結構でございますので、存分に御提言をお願いしたいと思います。誠意をもって執行部挙げて頑張ってお応じていきたい、このように思いますので、今回は貴重な御提言まことにありがとうございました。

○議長（清成宣明君） これをもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日十六日から二十二日までの七日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、二十三日定刻から開会いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、明日十六日から二十二日までの七日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、二十三日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時二十二分 散会